

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

予算審査特別委員会教育未来分科会記録

日	令和6年3月5日（火）（第1回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午後0時4分～午後1時0分） 午後2時40分 散会			
場 所	第3委員会室			
出席委員	渡 辺 忍	岳 田 雄 亮	石 川 美 香	黒 澤 和 泉
	大 平 真 弘	安 喰 初 美	岩 井 雅 夫	段 木 和 彦
	森 山 和 博	石 井 茂 隆		
欠席委員	な し			
担当書記	岡 田 昌 樹 渡 邊 健 嗣			
説 明 員	こども未来局			
	こども未来局長	穴倉 和美	こども未来部長	大町 克己
	幼児教育・保育部長	石野 隆史	こども未来部参事 （東部児童相談所 長事務取扱）	山口 美登里
	こども企画課長	宮葉 信之	健全育成課長	石田 信之
	青少年サポートセンター所長	栗田 謙正	こども家庭支援課長	高木 健司
	企画調整担当課長	中坂 達彦	幼保支援課長	皐月 裕美子
	幼保運営課長	小林 崇	幼保指導課長	香川 靖雄
	職員担当課長	佐藤 裕司	保育所指導担当課長	渡邊 かおり
	総括主幹	田中 佳奈子		
審査案件	令和6年度予算 こども未来局所管			
協議案件	指摘要望事項の協議			
その他	委員席の指定			
	主 査 渡 辺 忍			

午前10時0分開議

○主査（渡辺 忍君） おはようございます。

ただいまから予算審査特別委員会教育未来分科会を開きます。

委員席の指定

○主査（渡辺 忍君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたします。

本日の審査日程につきましては、こども未来局所管の審査を行った後、指摘要望事項の協議をお願いいたします。

傍聴の皆様申し上げます。分科会傍聴に当たっては、傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

こども未来局所管審査

○主査（渡辺 忍君） これより、こども未来局所管の令和6年度当初予算議案の審査を行います。

当局の方に申し上げます。説明に当たっては、初めに、昨年の予算・決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況について御報告いただき、続いて、令和6年度当初予算議案について御説明願います。また、時間の都合上、指摘要望事項の読み上げは省略して結構ですので、よろしくをお願いいたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。こども未来局長。

○こども未来局長 おはようございますこども未来局でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

初めに、予算・決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況について御説明いたします。

御手元の資料、措置状況等報告書の6ページをお願いいたします。

令和5年第1回定例会予算審査特別委員会におけます指摘要望事項でございます。

措置状況欄を御覧ください。

まず、1の子どもルームについてでございますが、(1)の夏季休業時の受入れ枠拡大といたしまして、夏季休業期間のみの利用需要に対応した夏季限定ルームを、令和4年度の3校から5校に拡充して実施いたしまして、利用者数は、昨年度から73人増加し、107人となりました。

令和6年度は、実施箇所をさらに拡充し、利用需要が高いと見込まれる7校で実施してまいります。

(2)の巡回アドバイザーといたしまして、障害のある児童や、特に配慮を必要とする児童の特性を理解し、子どもルームにおける保育の質を確保するため、令和5年度から巡回アドバイザーを配置いたしました。

今後、効果検証を行い、より効果的な実施方法等について検討を行ってまいります。

次に、2のアフタースクールへの移行に当たる教育委員会との連携についてでございますが、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

(1)の放課後に安心して過ごせる生活の場としての役割の継承といたしまして、健全育成課、生涯学習振興課の協議の下、具体的な引継ぎ項目をリスト化し、アフタースクール運営委託に係る仕様書に明記するとともに、放課後児童支援員等が移行前の子どもルームの現場に入り、利用児童の処遇や運営方法等を実地で引き継ぐこととしております。

次のページをお願いいたします。

また、運営状況を把握、評価するためのモニタリング調査について、調査項目や実施方法等を精査し、整合を図った上で、来年度以降、新たな方式にて実施するとともに、両課で巡回アドバイザーをアフタースクールにも派遣いたしまして、児童及び施設職員に対する支援を行うほか、児童への性暴力、いじめ、体罰の防止に関する研修会を開催いたしまして、放課後児童支援員の資質向上と暴力防止に関する機運の醸成を諮りました。

引き続き、両課の連携の下、子どもルーム及びアフタースクール双方の質の確保・充実に取り組んでまいります。

次に、17ページをお願いいたします。

令和5年第3回定例会決算審査特別委員会における指摘要望事項でございます。

まず、措置状況欄の1の保育人材の確保についてでございますが、賃金等の処遇や職場の人間関係などが離職の要因と考えられることから、引き続き処遇改善等加算を実施するほか、保育者からの相談対応の拠点機能等を担う幼児教育・保育人材支援センターを開設するなど、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的に、様々な取組を行ってまいります。

次に、2の子ども家庭総合支援拠点運営・整備についてでございますが、(1)の人材の確保といたしまして、特に児童虐待事案において、専門的知識を有する人材を必要とすることから、本市児童相談所における人材の確保策と併せ、採用予定者向け研修及び交流会、民間就活サイトへの情報掲載などを実施いたしました。

令和6年度は、専門職採用に向けたPR動画の作成を新たに行ってまいります。

(2)の職員の計画的な育成といたしまして、経験が豊富な児童相談所が開催する研修に参加するほか、千葉県が主催する各種研修にも積極的に参加しております。

また、豊富な経験を持つ児童相談所業務経験者を配置し、OJTでの育成を図っております。指摘要望事項に対する措置状況につきましては以上でございます。

続きまして、令和6年度当初予算案について御説明いたしますので、令和6年度当初予算案の概要を御覧ください。

53ページをお願いいたします。

なお、金額につきましては、100万円未満を切り捨てて、100万円単位で申し上げます。

初めに、1の基本的な考え方でございますが、「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念に、全ての子育て家庭への支援の充実と、全てのこども・若者が健やかに成長できる環境の整備を図るため、こども施策の総合的な推進、子どもルームの整備・運営、児童虐待防止など要保護児童対策、教育・保育の量の拡充と人材・質の確保、多様な保育サービスの提供の5点をはじめとして、子供をめぐる様々な課題に対して、総合的に取り組んでまいります。

続きまして、2の予算額の概要でございます。

まず、一般会計の歳出予算額は、665億8,100万円、前年度比74億9,300万円、12.7%の増額

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

となっております。これは主に制度改正に伴う児童手当支給、民間保育園等給付・助成などの増額によるものでございます。

また、歳入の主なものともとのいたしましては、児童手当収入、施設型給付費収入などでございます。

次に、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の歳出予算額は、3億3,700万円となっております。

次に、公共用地取得事業特別会計の歳出予算額は、7,400万円となっております。

54ページをお願いいたします。

続きまして、3の重点事務事業でございますが、新規、拡充を中心に御説明いたします。

まず、こども未来部でございます。

(1)のこどもプラン策定でございますが、引き続き、全てのこども・若者と子育て家庭を対象に、妊娠出産期からの切れ目のない支援を推進するため、令和7年度から11年度を計画期間といたします次期計画を策定いたします。

次に、(2)の子ども医療費助成でございますが、子供の保健の向上と子育て支援の充実を図るため、助成対象を高校3年生相当年齢まで拡大するほか、小学4年生以上の通院に係る保護者負担額を1回につき300円に引き下げます。

次に、(3)の児童手当支給でございますが、国のこども未来戦略に基づき、所得制限を撤廃するとともに、高校生年代まで支給期間を延長するほか、第3子以降の支給額を3万円に増額いたします。

次に、(4)の放課後児童健全育成事業補助等でございますが、民間事業者が実施する子どもルームの安定的な運営を確保し、児童の健全育成を図るため、運営経費の一部を助成するとともに、低所得世帯及び多子世帯の利用料を減免する事業者に対しまして、新たに助成を行います。

次に、(5)の子どもルーム整備・運営でございますが、就労などにより、昼間、家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供するもので、待機児童解消に向けた施設整備などを行います。

55ページをお願いいたします。

(6)の子育て世帯訪問支援でございますが、家事・育児などに対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦などがいらっしゃる家庭に対して、家事支援や育児支援を行うヘルパーを派遣いたします。

次に、(7)の新児童相談所等の整備でございますが、新児童相談所の整備及び養護教育センター、発達障害者支援センター、こども発達相談室の3施設を末広3丁目用地に整備するための基本計画を策定いたします。

次に、(8)の子ども家庭総合支援拠点管理運営でございますが、各区子ども家庭総合支援拠点において、子供とその家庭、妊産婦などに対する支援をより適切に実施するため、適正な管理運営を推進いたします。

令和6年4月に、若葉区、緑区、美浜区の3区に設置いたしまして、全区への設置となります。

次に、(9)の子育て短期支援でございますが、子育て世帯の効果的な負担軽減を図るため、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

施設への専従職員配置の支援を行い、利用日数を増やすほか、利用者への親子入所等の支援、また、入所希望児童支援を実施いたします。

次に、(10)の民間児童福祉施設援護でございますが、児童養護施設などにおける医療的ケアニーズの高い子どもへの支援に対応する補助職員の雇用のための助成などに加えまして、育児指導や障害児の受入れ及び支援に対応する補助職員の雇用のための助成を行います。

56ページをお願いいたします。

(11)の児童相談所運営管理でございます。児童に関する様々な問題について、家庭その他のからの相談に応じ、援助、指導を行うとともに、児童虐待が疑われる事案について、千葉県警察との全件共有を行います。

また、里親養育包括支援事業及び夜間休日の相談対応体制の強化を図ります。

続きまして、幼児教育・保育部でございます。

まず、(1)の民間保育園等整備でございますが、増加する保育需要に対応するため、幼稚園の認定こども園への移行や、民間保育園の整備などにかかる費用を助成するもので、合計25か所、790人分を整備いたします。

次に、(2)の在宅子育て家庭への支援でございますが、在宅の子育て家庭への支援のため、エンゼルヘルパー派遣事業の軽減対象に、低所得世帯、ひとり親世帯に加えまして、新たに多胎世帯を軽減対象に追加いたします。

1ページ飛ばしていただきまして、58ページをお願いいたします。

(7)の多様な保育需要への対応でございますが、保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合わせ、一時預かり事業の助成を拡充するとともに、病児・病後児保育事業の整備助成を行うなど、様々な保育メニューの提供を行います。

次に、(8)の民間保育園等改築（改修）助成でございますが、良好な保育環境の確保を促進し、施設面の保育の質向上を図るため、老朽化した民間保育園などの大規模修繕にかかる費用を助成いたします。

59ページをお願いいたします。

最後に、(9)の保育の質の確保でございます。幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のための研修拠点・相談拠点機能を担う幼児教育・保育人材支援センターを開設するとともに、公立保育所における3歳以上児への主食提供を段階的に進めます。

また、外国人児童・保護者の対応職員を増員するとともに、保育園児の事故を未然に防ぐため、京成千葉中央駅、JR幕張駅及び海浜幕張駅周辺において、キッズゾーンを設定し、路面標示を行います。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○主査（渡辺 忍君） それでは、これから御質疑等をお願いしたいと思いますが、審査の初日となりますことから、委員の皆様申し上げます。

御発言の際には、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べてください。いずれも、答弁並びに意見・要望を含め、45分を目安とさせていただきます。

なお、10分くらい前になりましたら残りの時間をお知らせいたしますので、時間内で御発言をまとめていただくよう、御協力をお願いいたします。

また、委員の皆様には、令和6年度の予算審査であることを十分踏まえ御発言いただくこと

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

もに、指摘要望事項に対する措置状況への質疑や御意見等もありましたら、併せてお願いいたします。

なお、委員外議員が質疑を希望した場合の取扱いは、当分科会の委員の局ごとの質疑が全て終了した後に協議、決定いたしますので、御了承願います。

また、所管におかれましては、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。石川委員。

○委員（石川美香君） では、一問一答でお願いします。

御説明ありがとうございました。

まず初めに、あらましの62ページの子どもルームの整備・運営のところ、学習用Wi-Fiについてなんですが、現在、学習用のWi-Fi整備をされていますが、来年度、全て整備が完了すると聞いております。まだ整備が完了していないところでは、Wi-Fiがついてないと思うんですけども、そういったところはどのように対応されるのか、お聞かせいただければと思います。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

現在、Wi-Fiの整備につきましては、教育委員会のほう、学校のほうが、ギガタブを宿題で出すという方向で今拡充しておりますので、それに対応してのWi-Fiの整備となります。

今年度、30か所の施設にWi-Fiを完備して、12月から使えるようにしてあります。

次年度につきましても、少し前倒しで、来年の夏から秋にかけて、全ての子どもルームで使えるようにしていきますが、特に、今御指摘あったように、夏休みの宿題について、Wi-Fiの整備が終わってないところにつきましては、同じ施設内で図書室とか使えるところがありますので、そこにうまく配置しながら、宿題の時間帯を設けて移動してやる等の工夫をする中で、夏休みも全てのルームが使えるような配慮をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございました。図書室で利用できるということで、配慮していただき、大変ありがとうございます。

続きまして、62ページの子育て世帯訪問支援のところなんですけれども、ヘルパーを派遣するというのですが、どういう方がどういう目的で利用することができるのか、お聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

子育て世帯訪問支援事業に関しましては、対象家庭は主に要保護・要支援児童等で、要対協、いわゆる要保護児童対策及びDV防止地域連絡協議会、略して要対協というような呼び方をしていますが、要対協における管理児童の世帯を想定しているところでございます。

具体的に申し上げますと、不適切な養育環境や、あるいは養育を支援することが特に必要な家庭、あるいは児童養護施設等の退所により、家庭復帰に伴う配慮が必要な家庭、若年妊婦等、支援を行うことが特に必要な妊婦がいる家庭、あるいはヤングケアラーがいる家庭で、支援が

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

特に必要と認められるような家庭、そういった家庭が利用することを想定しているところがございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 御説明ありがとうございました。

こちらは予算が300万円ということですが、そのうち150万円が国費を使う予定になっていると思うんですが、今後も継続してする支援なのか、お聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 今年度、国費を充てて、新規事業として実施するわけですが、今後につきましては、今回の今年度の実績等を見て、その効果を見ながら、継続について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 御説明ありがとうございました。もし今回、皆さんが利用して本当に助かるということでしたら、またぜひ継続していただければと思います。

続きまして、63ページの新児童相談所等の整備について伺いたいんですが、当初は令和9年に完成予定だったと思うんですが、そちらが令和11年に完成予定になった、2年遅れた理由をお聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課企画調整担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課企画調整担当課長でございます。

当初、令和9年供用開始を目指しておりましたが、昨年度の基本計画策定の中で、子ども発達相談室等々の他の施設との連携、一体的整備を図るようなこと、それと、それを図るための広い土地という部分で慎重に検討してまいりました。今年度、慎重に検討してまいりましたけれども、そのことによって今回、発達相談室と養護教育センター、それから発達障害者支援センターの3施設とともに、この末広3丁目用地という広い土地であれば一体的整備ができるというところで、予定地として候補地として挙げたところがございます。そのことによって改めて検討するというところで、来年度、基本計画を策定するというところで、2年遅れが生じたというところがございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 御説明ありがとうございました。

先ほど、3施設一緒にとということでしたけれども、その中で、発達障害者支援センターとこども発達相談室を設置するということですが、文字を見ると似たような感じかなと思うんですが、それぞれどういった内容なのか、教えていただければと思います。また、養育センターとどのように関わっていくのか教えてください。

○主査（渡辺 忍君） 企画担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課企画調整担当課長でございます。

発達障害に係る3施設については、所管がちょっと違うんですけれども簡単に申し上げますと、養護教育センターにおきましては、現在、美浜区にある児童相談所と同じ場所にごしま

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

して、こちらのほうは、教育相談であったり、教職員の研修であったり、あるいは就学児の発達相談についてかかるところでございます。

発達障害者支援センターでございますけれども、今、療育センターと併設されているところでございますけれども、こちらについては、成人までのところで、発達障害の診断を受けた方の療育や就労等に係る相談支援を行う施設となっております。

次いでこども発達相談室ですけれども、現在まだ開設されておられません。こちらのほうも来年度、令和6年の11月に開設予定だというふうに聞いております。千葉ポートサイドタワーのほうに開設予定だと聞いております。こちらのほうは、いわゆる未就学児の発達を中心に、障害の早期発見を図るために、不安を抱える保護者が気軽に相談できる窓口というところで聞いております。

今現状、こちらの3施設、場所がばらばらになっているんですけれども、それを今回、末広3丁目の用地のところに一体的に整備をするというところで、発達障害に係る部分をここで支援をするということになってございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 御説明ありがとうございました。では、発達相談室は未就学児で、発達障害者は就学した方ということで、よく分かりました。それだけ相談する方がとても増えているんだなと実感しました。

そこでもう一つ、児童相談所が今後県内で4か所できる予定だと思うんですけれども、心理士など専門職の確保は大丈夫なのか、そちらをお聞きしたいです。

○主査（渡辺 忍君） 企画調整担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課企画調整担当課長でございます。

委員おっしゃるとおり、県内で新たに4か所の児童相談所が新設されることが予定されております。千葉県の児相で2か所、柏市、それから船橋市、令和8年度以降に4か所新設されるというところでございます。あと、国から配置基準というのも示されておりますので、いわゆる児童福祉司であったり児童心理士であったりという部分の職員を確保するという大きな課題になっております。例えば千葉県の児相についても、報道で、なかなか人が集まらないというところになっております。

我々としても、その課題については十分認識しておりまして、今年度からいわゆるリクルート戦略事業というところで、千葉市の児相として必要な人材を長期にわたって確保するような施策をやるようにしておりまして、今年度におきましても、内定者向けに、入庁前に現役職員との交流会等々、あるいは研修会等々を開催しまして、辞退者をなるべく少なくしようというような取組を始めているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） もう既にいろいろと対策をされているということで、安心しました。

続きまして、64ページの児童相談所管理運営について伺いたいと思います。

里親養育包括支援事業の具体的、どのような事業をやっているのかということと、あと拡充するということですが、その中で何を拡充するのか、教えていただければと思います。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（渡辺 忍君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

里親養育包括支援事業ですけれども、現在は、事業者が新たに登録につなげた養育里親さんについて、支援といったところを行っております。また、里親活動の啓発とか、新規登録に向けたリクルートのための広報、それから、委託に向けた研修等の実施といったものを行っているところでございます。

今回、拡充の内容というのが2種類に分かれまして、一つは支援対象の拡大、もう一つが支援内容の拡充というふうになっております。

支援対象につきましても、先ほど申し上げましたように、今までは事業者が開拓した里親さんについての支援というふうに行っておりましたけれども、それを全ての養育里親さん、また、全ての養子縁組里親さんを支援の対象として拡大をいたします。

また、支援内容につきましても、未委託の里親家庭により委託を進めるといったところを考えまして、個々の状況に応じた研修とか実習などを行う未委託里親のトレーニング事業といったもの、また、委託児童の進学とか就職等の自立支援、委託解除後のアフターケアといったものを行う里親等委託児童自立支援事業といった、その二つのメニューを追加することとしております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 御説明ありがとうございました。研修とかとても大切だと思いますので、よろしく願います。

また、同じ項目の中で、夜間休日の相談対応体制が拡大ということで、電話回線を1回線から2回線に増設すると聞いておりますけれども、電話相談に乗る方はこういった専門的な知識を持っている方なのか、こういった方が対応されるのか、教えていただければと思います。

○主査（渡辺 忍君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

こちらの電話相談対応、今現在も委託といった形をお願いをしているところですが、実際に対応している方は、児童福祉に係る、もともと電話相談業務といったものを行っていた方とか施設の支援員、児童養護施設等の支援員とか、もともと保育所で働いていた方とか、そういった方が今実際には電話相談の受付業務を行っております。また、今後、新たに委託をかけていくわけですが、その際にも、児童福祉での対面の相談と違って、電話の相談といったところございますので、そういった電話相談の経験がある方といったところは、こちらも対象としてお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。ベテランな方が対応してくださるということで、相談される方も安心できるのではないかと思います。

続きまして、65ページの在宅子育て家庭への支援のファミリー・サポート・センターのところなんですけれども、なかなか利用したくても使えないという声がたくさん私のところにも届いているんですけれども、依頼会員と提供会員の登録数を教えていただければと思います。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

ファミリー・サポート・センターの依頼会員と提供会員の登録者数ですけれども、令和4年度実績としまして、提供会員が701人、依頼会員が4,002人、両方行う両方会員が220人となっております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。

大分、提供会員より依頼会員のほうが多くなっていると思うんですけれども、今なかなか利用が難しい状況ですが、今後、利用できない方への対策など何かありましたら、教えてください。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

委員御指摘のとおり、依頼会員に対して提供会員が少ないということが課題となっております。提供会員を増やすために、周知策を一つずつ増やして、提供会員になってくださる方を少しでも増やしたいと考えているところです。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。ぜひ周知していただいて、登録者数が増えていくことを祈っています。

続きまして、67ページの多様な保育需要への対応ですけれども、現在、一時預かりを実施している施設数は何箇所ありますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

令和5年時点で実施していただいている施設は、専用室等を設けて実施していただいている一般型が34施設、次いで、余裕があればお預かりいただくという余裕活用型が42か所という状況でございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。

現在、利用したくてもなかなか予約が取れないとか、あと利用できたとしても遠くの場所に預けるということで、なかなか用事を済ませる時間が少なくなって困っているという声も聞いております。あと、区によって、預けられる箇所数にばらつきがありますので、なかなか難しいと思うんですけれども、地域差がないようお願いできればと思います。

続きまして、病児・病後児保育助成の運営費のキャンセル料加算が11億5,500万円と聞いておりますけれども、病児保育のキャンセルが年々増えているために拡充しているのか、どういった理由で拡充しているのか、お聞きできればと思います。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

病児・病後児保育のキャンセル料加算なんですけれども、キャンセル数につきましては、増えているというよりは、かつてから、大分前からキャンセルが多い、お断りせざるを得ないということが一つ大きな課題でございました。ここ数年、コロナが始まってからは、そもそも利用件数が大幅に減りましたので、キャンセル件数も大幅に減っておりまして、一概に増えているとは言えない状況でございます。

今年度拡充とさせていただいたキャンセル料加算につきましては、病児・病後児保育事業で事業者に対してお支払いする費用が、預かった子供に対してお一人幾らというようなカウントの仕方をしますので、今日元気になったからキャンセルしますというようなときに、事業者の側で保育士さん、せっかく確保した保育士さんに対してお支払いする給付費というか事業費がなくなってしまって、病児・病後児保育事業者の経営に悪い影響を与えるということが一つ課題でございましたので、キャンセル数に応じて相応の費用を支給するというのが今回の拡充内容でございます。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。病気のお子さんって、夜熱が出ても、朝熱が下がったのでキャンセルしますという方も多くいらっしゃると思うんですけれども、病児保育全体を市でICTを活用することによって、キャンセルした場合、見える化して、ここが空いているということで、次の方が予約しやすいといったシステムを導入している地域もありますので、そういったICTも活用して、キャンセル部分を埋めるということも御検討いただければと思います。

続きまして、68ページの、最後になります。保育の質の確保というところで、公立保育における3歳児以上の主食提供ですけれども、令和6年度では27か所整備すると聞いておりますが、全ての保育所で主食が提供できるようになるのはいつ頃になりますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

現在、公立保育所が55か所ありまして、6年4月に民営化予定の1か所、亥鼻保育所を除きますと54か所ございます。そのうち、令和8年度までに民営化等が予定されているところ、5か所ございまして、そちらにつきましては、電気工事の改修とか大型備品の調達とか給食室の改修にある程度の金額をかけて改修をした上ですぐ民営化というふうなことがございますので、判断としまして、主食提供の対象外とさせていただいております。

なので、残り49か所になるんですけれども、27か所やりまして、残り22か所につきましては、現時点でいつまでに実施するというふうなことは明確に申し上げられないんですが、できるだけ早く、どこの公立保育所に通っていても、主食が提供されるようにしていきたいと考えておりますので、令和7年度以降実施のところにつきましては、令和7年度予算編成の中で、できるだけ早く実施できるように調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 御説明ありがとうございます。お母さんお父さん仕事しながら、荷物もたくさんある中ですので、ぜひ主食のほうも早めに設備を整備していただいて、皆さんが

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

主食用意しなくてもすぐに保育所に行けるように、整備を進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

○主査（渡辺 忍君） ほかに御質疑ありますか。段木委員。

○委員（段木和彦君） すみません。よろしくお願いします。

それでは、こども未来部さんのほうから伺ってまいります。一問一答でお願いいたします。

まず最初に、65ページです、あらましの。こどもプラン策定についてでございます。こちら、これから、令和7年度から11年度の計画期間で計画が策定されるということですが、この計画策定のためのアンケート調査などによるニーズ調査は行われるのかどうか伺います。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

今年度、子供の保護者と、それから16歳から25歳までのこども・若者、それからひとり親家庭を対象にアンケート調査を実施しておりまして、今後、分析等を進めまして、次期計画の策定に当たって参考としていきたいと考えております。

また、15歳以下の子供につきましても、今後、調査方法等を検討いたしまして、実施する方向で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

もう、多分既に情報とかは大分持たれていると思うんですけども、計画策定に当たって、新しいそうした情報を入れていくのは大切なのかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、同じ、61ページか。俺、65ページって言っちゃった。61ページです。同じページで、こどもの参画推進についてでございます。

これまで、こども・若者参画によりまして取り上げられた事業などがあつたらお示しいただければと存じます。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

小中学生を対象といたしました子ども議会やこども・若者のワークショップの取組におきまして、子供たちから提案を受けて実施した事業といたしましては、応急手当ジュニアインストラクター養成講座とか、加曽利貝塚PRのためのキャラクター弁当の期間限定販売、また、ごみの減量に関して、子供が楽しく学ぶことができるイベントの実施などがございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。なかなかいい発想があるということも聞いたことがあるので、そういうのを取り入れていければ、子供たちもすごくやりがいがあるのかなというふうに思います。

あともう一点、同じこどもの参画推進なんですけど、アントレプレナーシップ教育とのつながりとか関連性というのはあるのかどうか、伺います。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

当課が所管いたします子供の参画事業におきまして、アントレプレナーシップ教育と直接連携した取組はこれまでございませんけれども、起業家精神の育成については、社会の一員としての子供の自覚と自立を促進するという、子供の参画事業の趣旨と通じるところがございますので、必要に応じて情報共有を行うなどの連携を図っております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 実は前回の議会で、アントレプレナーシップ教育取り扱わせていただいて、あと、この前もそういう研修会みたいなのがありましたので、そこを伺ったんですけども、すごく関連性があるなと感じたので、ぜひそこから辺一緒にリンクしてやっていただけると、さらによくなるんじゃないかなと思います。

続きまして、次のページになります。62ページ、放課後児童健全育成事業補助等でございます。

低所得世帯及び多子世帯の利用料減免というのがあるんですけども、こちらの減免については事業者の判断で行われるのかどうか、伺います。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

この助成につきましては、全ての補助事業者を対象に、利用料のいわゆる減免を行った場合に、助成を行えるよう補助制度を導入するということであります。しかし、利用料の減免の実施につきましては、各事業者の実情に応じて判断していただくということになります。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。大変よく分かりました。

こちらの助成のほうなんですけれども、その基準についてお示しいただけますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

対象となる世帯や金額につきましては、公設の子どもルームと同等としております。

具体的に申しますと、兄弟2人目以降の児童が利用する場合や、課税額が一定額未満の世帯につきましては半額、非課税世帯及び生活保護世帯につきましては免除としており、公設ルームの減額分を上限に、補助事業者への助成を行うということになります。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。大変よく分かりました。ぜひ実施していただければと思います。

続きまして、同じ62ページ、子育て世帯訪問支援についてでございます。

こちら、先ほど石川委員のほうから、どのような方が対象となるのかというのを伺っていたので、この派遣のため、ヘルパーのほうは確保できるのかどうかということをお伺いします。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ヘルパーに関しましては、家事支援等の障害福祉であるとか高齢福祉分野において、居宅介護の事業を行っている事業者、複数の事業者に登録していただきまして、利用実績に応じて支払いをするというようなスキームを考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

確かにすごく慣れたヘルパーさんが行かれると思うんですけども、高齢、障害ということで、経験を積んでいると思うんですが、エンゼルヘルパー事業でも大変好評でありまして、母親から頼りにされておられます産後ドゥーラというのがあるというふうに聞いています。子育て世帯を得意とする事業者も対象とすることを御検討いただければと思います。

続きまして、こちらの事業についてどのくらいの世帯数を想定しているのか、お伺いいたします。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 事業の想定としましては1,000時間程度を想定しておりまして、詳細な利用時間であるとか、あるいは利用期間の制限を設けるかどうかであるとか、それは今後、具体的に決定していくわけですが、現在、世帯数としては十数世帯利用していただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。今後、その数のほうについては、また御検討いただければと思います。

あと、こちらを教育機関のほうにも周知が必要ではないかと思いますが、それについてお考えがありましたら伺います。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 先ほど質問で答えましたが、こちらの事業の対象者は要対協の管理世帯を想定しております。この要対協には、小中学校の関係者も関係者として含まれておりますので、その中で事業のほうの周知というのは図れるかと思えます。

また、教育委員会事務局とは、毎月定例で連携した会議等もありますので、この新規事業について紹介して、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。本事業は、これまで何の手だてもできなかった世帯への実行力のある支援となると期待しているところでございます。また、対象世帯に限られ、モデル的な位置づけだと思いますけれども、効果を見て、今後、拡充を御検討いただければと思います。

続きまして、新児童相談所の整備についてでございます。

こちらについても、先ほど石川委員がいろいろ伺っていただいたんですけども、今後の流れの中で、国からの助成みたいなのはあるんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 企画調整担当課長。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課企画調整担当課長でございます。

令和6年度に実施を予定しております基本計画の策定に関しては、国からの助成はございません。ただ、今後、次世代育成支援対策施設整備交付金というものがございまして、一時保護施設の工事請負費等の一部が助成される見込みとなっております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

その一時保護施設の工事請負費などについては、補助率なんかはどのようになっていますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 企画調整担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課企画調整担当課長でございます。

補助率は2分の1になっております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 大変よく分かりました。ありがとうございます。

次に、子育ての短期支援について伺います。

こちらは63ページですかね。あらましの63ページになりますが。

こちらについて、現時点での利用状況について伺います。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

令和4年度の利用実績でございますが、延べで637人の児童が利用しておりまして、1,663日利用している状況でございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

これは、希望者の中ではほとんど利用できているということなんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

利用希望の中では、約9割程度は利用していただいている状況ではございますが、逆に言えば、約1割程度はお断りしているということで、今回、専従職員の予算を要望いたしまして、そういった今まで利用できなかった方も利用できるよということ考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、こちらの負担軽減についての効果など、ありましたらお示しください。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

ショートステイといったところで、1日あるいは、7日が限度なんですけれども、7日お預

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

かりしていく中で、育児疲れ等、レスパイト、休憩していただいて、ストレスを軽減して、ひいては虐待予防等の効果が見込まれると期待しているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 私もそこはすごくよく分かります。昔、高齢者のほうでもそういうことありまして、この短期利用ですごくリフレッシュしていただくというんですかね、介護者の。すごく子どもへの導入いいなと思ひまして、ぜひ頑張ってくださいと思います。

続きまして、同じく63ページの民間児童福祉施設援護についてでございます。

こちらの補助職員についての資格条件などありましたら、お示しいただければと思います。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 補助職員は、資格要件というのはいないんですが、役割としましては、児童指導員であるとか母子支援員、そういった方々とは、例えば一定の児童福祉事業の従事実績、2年従事であるとか3年従事であるとか、そういった資格要件を満たした職員さんを補助する役目というのを想定しておりまして、補助職員さんは、そういった資格のある児童指導員さんや母子支援員さんの指導を受けながら従事していただくということを考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） そうしましたら、考え方としては、人材を確保というよりは、育成していくというような考え方でよろしいのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 育成も含めまして、人材確保につながればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） どうもありがとうございます。大変よく分かりました。

こちらなんです、現時点で、障害児の受入れについて、どのぐらいあるのか伺います。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

本事業で対象となる障害児等は、療育手帳や精神障害保健福祉手帳を有する児童等とされておりまして、令和5年の9月末時点で、千葉市内の施設での受入れ人数、27人という形になっております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

こうした受け入れるかどうかという判断はどのようにされているのか、伺います。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 障害を有する児童を児童養護施設で受け入れるかどうかといったところでございますが、こちらに関しましては、児童福祉司であるとか心理士さんであるとか、あるいは医師らが診断を行って、総合的に勘案して、児童養護施設がいいのか、障害児入所施設

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

がいいのかといったところを総合的に勘案して決定しているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。大変よく分かりました。

それでは、次はあらしの64ページになります。先ほどやはり石川委員からも聞いていただいたので、ちょっと重なる部分があるかと思うんですけども、夜間休日の相談対応体制。

こちらの拡充によりまして、どのような効果があるのか、お伺いいたします。

○主査（渡辺 忍君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

まず、相談受付の電話を複数回線とすることで、受付体制をより確実にいたします。また、休日につきましては、現在、職員の輪番体制といったところで相談の受付、それから事案の対応といったところを行っております。事案の対応中は一時保護所の職員が受付の対応をしているといったところがございますけれども、相談受付を外部委託化、委託とすることによりまして、保護所業務の切離しといったところを行い、事案対応中も含めて一貫した受付体制を図られることになると思っております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。整備されたというようなイメージが強いので、頑張っていたいただければと思います。

続きまして、幼児教育・保育部さんのほうに移らせていただきます。あらしの65ページ、民間保育園等整備についてでございます。

まず、市全体における、保育の需要と供給の関係についてお伺いいたします。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

市全体における保育の需要と供給の関係なんですけれども、保育の需要と供給は、千葉市こどもプランという計画の中に含まれる子ども・子育て支援事業計画、これは法律で策定することが定められている計画でございますが、こちらの計画の中で位置づけをしております。こちらの計画を令和4年度に中間見直しをいたしまして、現在の目標としましては、令和8年度に各区において、供給が需要に追いつくことを目指すとしております。

具体的な数字で申し上げますと、需要については、令和7年度に2万553人、令和8年度に2万790人と微増していくと予想しております。供給につきましては、令和7年度に2万624人、令和8年度に2万924人の保育の受皿を確保するということを計画上は予定しております。

令和7年度の受皿確保に向けて、令和6年度も引き続き、民間保育園等の整備を進めてまいります。

なお、今申し上げました令和8年度の保育需要2万790人という数字なんですけれども、今回、令和6年4月に向けた一斉入所のお申込みが、計画を上回って、大変多くいただきました。そのため、令和7年の4月には、先ほど申し上げた令和8年度の保育需要まで到達するということが見込まれるため、もともと子ども・子育て支援事業計画上では、令和6年度は490人分の受皿整備、令和7年度に300人分の受皿整備を予定していたんですけれども、それを令和6

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

年度にまとめて790人分整備するというので、現在、当初予算のあらましでは790人分の予算を記載させていただいております。

長くなりましたが、以上です。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。大変詳しくお答えいただきまして、大変よく分かりました。

それでは、続きまして、こちらの民間保育園の設置に当たって、それぞれの地域の選定などがあるのかどうか、伺います。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 民間保育園等の整備に当たりましては、既存施設を最大限活用するというのをまず第一に考えておりまして、幼稚園の認定こども園の移行、もしくは認可外保育室の認可化をまずやっていきたいと考えております。それでも特に受皿が不足する地域を選定して、保育所等の新設に取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

この中に認可支援を行うことが書いてあるんですけども、現在、市内に認可外施設がどれくらいあり、そしてまた、認可外施設へスムーズに移行できそうな施設がどれくらいあるのか、お示しいただければと思います。

○主査（渡辺 忍君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

2月末時点における認可外保育施設の数ですが、77施設でございます。このうち、保育園等への移行を希望し、認可移行型施設として本市が認定している施設は7施設となっております。これらの施設につきまして、認可保育園への移行に向けて、支援等を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。結構な数があるなというふうに感じまして、ただ、7施設移行される希望があるということなので、ぜひ支援のほうをお願いできればと思います。

続きまして、あらましの66ページになります。幼児教育の推進体制の構築について伺います。

幼稚園、保育園、こども園、それと小学校間の交流活動及び教職員同士の連携活動は現在どの程度進んでいるのか、お伺いいたします。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

幼保こ小間の交流活動等につきましては、令和5年度に、一つの保育所と小学校、近接する保育所と小学校で、教員同士が意見交換をするという取組を実施しました。今後もこのような取組を拡充していきたいと考えております。

以上です。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。取組としてははすごく大事なことだと思いますので、ぜひこれからも進めていただければと思います。

続きまして、同じこの中で、家庭と保護者への普及は順調に進められているのかどうか、お伺いいたします。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

保育施設等から小学校への接続についての家庭への周知等なんですけれども、「もうすぐ小学生！」というカラー版のA4、4ページの冊子を毎年作成しておりまして、5歳児、小学校に上がる1個前の年齢の全てのお子様、幼稚園、保育園等を通じてお配りしております。その中では、小学校に上がったらかんな活動になるんだよとか、そういうことを記載しております。

今後「もうすぐ小学生！」の配付を継続するとともに、より関心を持っていただけるように、記載内容の更新等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

保護者のほうも不安がある中で、こうしたリーフレットを配ったりして周知していただくということはすごくいいことだと思いますので、今後ともよろしくお伺いいたします。

続きまして、あらましの67ページに移らせていただきまして、多様な保育需要への対応について伺います。

多様な保育需要に対応するため、様々な保育メニューがあって、その中でも拡充されるものがございますけれども、特に人員配置の規定等、決まりがあるものがあれば、お示しいただければと存じます。

○主査（渡辺 忍君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

令和6年度の当初予算案におきまして、その中の多様な保育需要への対応におきまして拡充するものは、一時預かり事業と病児・病後児保育事業となりまして、いずれも人員配置の規定があるものとなっております。

まず一時預かり事業につきましては、原則として、保育従事者を2人以上、うち半数以上は保育士有資格者を配置することを最低要件といたしまして、その上で、お預かりする児童の年齢とか人数に応じて、必要な保育従事者を配置することとしております。

次に、病児・病後児保育事業につきましては、利用定員4人に対しまして、看護師等及び保育士を各1人以上、利用定員が4人を超える場合につきましては、2人増えるごとに看護師等または保育士1人以上を増員して配置することとしております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。大変よく分かりました。

あと、3番の医療的ケアの件なんですけれども、現在、どれぐらい需要があるのか、お伺い

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

できればと思います。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

日常生活で医療的ケアが必要なお子様のことを医療的ケア児とさせていただいておりますけれども、これまで本市では、保育所の利用申請があった医療的ケア児につきましては、集団保育が可能な方につきましては、全てお預かりができております。

受入れ状況なんですけれども、公立、民間の保育施設合わせまして、令和2年度以前は大体10名以下で推移していましたところ、令和4年4月が13名、5年4月が12名、6年4月が現時点の見込みですけれども14名となっております、医療的ケア児の保育需要は増加傾向にあると考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。医療的ケア児自体が少し多くなっているというふうに聞いていますし、受け入れる側も結構大変みたいなんですけれども、こういう需要が出てきたら対応していかなくてはいけないのかなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、同じくこちらの中で居宅訪問型保育についてですが、勤務形態や滞在時間などについて、上限などは現在どのようになっているのか、お伺いいたします。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 居宅訪問型保育の勤務形態または時間についてなんですけれども、時間につきましては、通常の保育所と同様に、保育標準時間であれば11時間、短時間であれば8時間となっております。

勤務形態につきましては、複数の職員でローテーションを組みまして、園児がいれば、そのお宅に伺うという形で保育をしております。

現時点では、居宅型を利用している園児はございません。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。今お話があったように、ローテーションでやるとすると、シフトとかも大変かなと思いますので、そこら辺、ぜひ気をつけていただければと思います。

続きまして、68ページに移ります。保育の質の確保についてでございます。

幼児教育・保育人材支援センターの開設時期、そして場所はどこになるのかということをお示しいただければと存じます。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

幼児教育・保育人材支援センターの開設時期でございますが、令和6年4月を予定しております。あと、現在、このセンターの開設準備の委託をしております、開設場所につきましては、委託の受託業者のほうで稲毛海岸駅周辺での開設に向けて準備を進めているところでございます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。概要が分かりました。

続きまして、3番になりますでしょうか。外国人児童・保護者は、今どのぐらい増加しているのか、伺えればと思います。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

まず、公立保育所での状況ということで申し上げさせていただきますと、令和3年4月が253人、4年4月が285人、5年4月が299人の入所となっております、やはり増加傾向にあると考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 子供はすぐ慣れるということがあるらしいんですけども、親とのコミュニケーションが取れなくてすごく大変だとよく聞くことがありますので、これからまたきつと増えていくのかなというふうに感じます。

続きまして、保育士等キャリアアップ研修、7番でありますけれども、これまでどのような研修が行われまして、今後に向けて強化する点などがありましたら、お示しいただければと思います。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

キャリアアップ研修は、リーダー的な役割を担う職員を対象としまして、専門性の向上とか、研修機会の充実による保育の質の向上などを目的としまして、平成30年度から実施しております。

内容なんですけれども、乳幼児保育、障害児保育、食育、アレルギー対応など、専門分野の研修に加えまして、マネジメントに関する研修も実施しております。

この研修なんですけれども、給付費における処遇改善加算Ⅱという加算制度の適用要件となつてございますので、職員の処遇改善にもつながるものであると考えております。なので、対象の方に積極的に受講いただけるように、今後も周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。ぜひ周知に努めていただければと思います。

最後の項目になります。同じく68ページの教育・保育人材の確保についてでございます。

こちらのほうの潜在保育士・看護師再就職支援では、どのような効果が上げられているのか、お伺いいたします。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

保育現場から離れている保育士さんとか看護師さんを対象に、保育園の現状とか子供への関わり方、あと保護者様とのコミュニケーションなど、保育現場への再就職に関して気にかかるんじゃないかと思われる事項につきまして、分かりやすく解説する研修というのを実施してお

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

りまして、保育現場への再就職について支援をしていくというふうな内容でございます。

実績なんですけれども、コロナ禍によって研修を中止した令和3年度を除き、過去3か年の研修受講者の就職実績で申し上げますと、令和元年度は13人の方が、令和2年度は7人の方が、令和4年度は5人の方が就職につながっておりますので、保育現場から離れている方々の再就職に一定の効果はあったものであると考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。すごく大切な事業だと思います。ぜひこういう方々を活用していければいいのかなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

最後の質問になりますけれども、7番、問題解決相談員設置によりまして得られた効果がありましたら、お示しいただければと思います。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

近年、保育所に寄せられる苦情というのがやはり増加してございます。対応に苦慮する事案も増えております。内容としましては、法的な対応を求められるケースとか、いろいろ対応している中で、職員の精神的な負担となるケースも出てきてございます。そのような中、この問題解決相談員事業というふうな中で、保育関連に精通する弁護士の方とか、心の専門家である臨床心理士の先生と、年間通じて相談可能な契約を結ばせていただいております。困難事案について弁護士先生とか臨床心理士の先生の専門的な知見に基づく助言をいただきまして、迅速な対応を図ることができるようになっておると考えておまして、職員の負担の軽減と問題の解決につながっておるものと考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） すごく対応が大変かと思います。今、言っちゃうとクレマーとかモンスターペアレント、いろいろ言葉がありますので、その対応について、先生方の負担にならないようにこういう対応されるということはすごくいいことだと思いますので、ぜひ続けていただければと思います。

質問は以上です。

○主査（渡辺 忍君） ほかに御質疑はございますか。

黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

まず、こどもの参画推進について、何ページですかね。

○主査（渡辺 忍君） 61ページ。

○委員（黒澤和泉君） 61ページですね。

先ほど段木議員がおっしゃっていたと思うんですけれども、子供からの政策提案で、実際に施策として行った事業があるというお話を聞きましたが、去年、こども・若者市役所のプロジェクトとして駄菓子屋カフェがオープンしたと聞きましたけれども、その概要と実際の様子についてお答えください。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

こども・若者市役所につきましては、高校生や大学生等の若者が、地域や社会の問題に目を向けまして、その解決に向けて自ら取り組むことなどを目的として活動しておりますけれども、子供たちにとって居心地のよい地域の駄菓子屋のような居場所を自分たちで運営したいという思いから、今年度はモデル的に駄菓子屋カフェを町内自治会館とか専門学校の施設などをお借りいたしまして、4か所で実施することとしました。

実施に当たりましては、事前に近隣の小中学校に周知用のチラシを配布したところ、定員を上回る多数申込みがありまして、参加した子供たちは、駄菓子を食べたり、クリスマスなど季節に合わせたイベントを楽しんだりするほか、読書やゲームなどの自分の好きなことをして自由に過ごしておりました。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

今お答えにありました、町内自治会館や専門学校の施設などを借りて、4か所で実施されたということですが、その中で一つ、稲毛ファミリーハイツにても行われたとお聞きしましたが、このような場所が確保できた経緯についてお答えください。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

こども・若者市役所につきましては、運營業務を外部委託しておりますが、地域の子供の居場所として、駄菓子屋カフェの開催に向けて準備を進めていた際に、稲毛ファミリーハイツ内のレンタルスペースの所有者の方から委託事業者に対して、地域活動の場所として情報提供がございまして、こども・若者市役所の活動を見学されるなど、関心や理解を持っていただいたので、駄菓子屋カフェの開催場所として活用させていただくことといたしました。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。この駄菓子屋カフェでは、参加した子供たちのおおのが、自分の好きなことをして自分らしく過ごすことができたということで、まさにそれぞれの居場所になっていたということで、大変うれしく思いました。

去年の子ども市議会においても、そのような居場所をつくってほしいという要望があったとおり、ぜひこの取組を1回だけのものということではなく、常設に向けて。先ほど、子供たちの提案が実際の事業になったというお話もありましたので、ぜひこれ常設に向けて取り組んでいただきたいと思うんですけれども、そのような考えはございますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

今回、こども・若者市役所で行いました駄菓子屋カフェにつきましては、もちろん子供の居場所という側面もあるんですけれども、こども・若者たちが実際にまちづくりに参加して、自分たちで実際に行っていくということも大きな目的趣旨の一つでございますので、今後実施するかどうかにつきましては、こども・若者市役所の中でまた検討されるものというふうに考え

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） そうですね。今おっしゃっていただいたとおり、高校生や大学生の方々が自分たち、こども・若者のこととして主体的に運営してしていただいたというところも非常に大きいと思います。これによって、自分たちが欲しい場所というところで、ニーズのずれもなかったのではないのでしょうか。また、かけた予算も、どこでもこどもカフェの1回当たりの助成額よりも多かったのではないのでしょうか。

どこでもこどもカフェに対する1回の開催当たりの助成額は、前にもちょっとお伺いしましたけれども、最大でも3,000円ぐらいとお聞きしました。前回の一般質問でも、これじゃちょっと足りないのではないかということをおのほうから指摘しましたが、今回の駄菓子屋カフェの予算というのはどのぐらいで行ったのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

こちらのほうは、こども・若者市役所全体の委託の中で委託事業者のほうに実施していただいておりますので、詳細な内訳等はまだ確認しておりませんが、こども・若者市役所の令和5年度の予算額といたしましては、全体で130万円というふうになっております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 写真とかもちょっと見たんですけれども、実際に駄菓子とかふんだんにあったりして、場所とかもきちんと確保されていたというところで、このような居場所をもっともっと増やしていくためにも、どこでもこどもカフェなどの居場所づくりということにきちんと予算を取って、数を増やして盛り上げていただきたいなと思います。

このように子供たちも喜んでいたということであれば、そしてうちの地域でもつくってほしいという子供たちの声が上がっていけば、今回の稲毛ファミリーさんのように、理解していただいて場所も提供していただくということも出てくると思いますので、ぜひこれをどこでもこどもカフェのほうに生かして、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

では、続きまして、別の質問に移ります。子どもルーム整備・運営というところ、62ページです。

夏季休業時の枠を拡大するというお話ですが、アフタースクールを含めて、夏季休業時の子供たちの昼食の提供、手配はどのように行われる予定なのか、お聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

来年度につきましては、一時的に待機児童の発生が見込まれる地域において、夏季限定ルームを5校から7校に増やすということを考えております。

この夏季休業期間中の昼食についての御質問ですけれども、基本的に各御家庭においてお弁当の準備をお願いしておりますが、一部の子どもルーム及びアフタースクールにつきましては、受託事業者の自主的な取組としまして、希望者に対し、仕出し弁当等を提供しております。今後も、利用者に対して拡充できる方向で我々も考えていきたいと思っております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上となります。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

今、拡大する枠での昼食ということで回答いただいたと思うんですけども、普通の、今拡充をしていない現状のアフタースクール、子どもルーム含め、夏季休業時の子どもたちの昼食の提供・手配の今後の予定というか、何か取組など考えていらっしゃるがあれば、お聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 今現在のところ、子どもルームに関しましては、4割の事業者、全体の4割に当たる施設が昼食の提供を行っております。今後も、残りのところを昼食の提供を拡充していくために、実はこの春休みにモデル事業としまして、各区にちょっとモデル的に、全部で14施設ですね、子どもルームは、モデル的に配食の実施をやる予定となっております。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。休み中の食事については、特に夏ですね、衛生面でも、お弁当というのを用意するというのは非常に難しいということと、あと、なかなか給食と同じように、栄養面でも整ったような御飯が食べれずに、夏季休業中、冬季休業中にちょっと体重が減るような子供がいるというお話も聞いたことがあります。なので、昼食を提供できるという仕組みができれば、将来的には休みのときに十分な食事をもう1食食べれるというような体制、どの子も食べれるというような体制もつくっていきけるのではないかと思いますので、ぜひモデルのこの事業、春休みにやるということですので、これをちょっと拡大していただいて、どの子もしっかりと、夏季休業中にもお昼御飯が食べれるというような体制をつくっていただければいいなと思っております。

次に、子育て世帯訪問支援について、62ページです。

先ほどもちょっとお話があったと思うんですけども、要対協というのは要保護児童対策地域協議会だと思ってしまうんですけども、この協議会、対象者の子供がいらっしゃる世帯にヘルパー派遣ということだと思ってしまうんですけども、この協議会には婦人相談員も入っているのでしょうか、お聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 要対協に関しましては、主催しているのがこども家庭課という形になっていきますので、婦人相談員はその中のメンバーという形になります。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

保健師さんなど、この本人、子供育てていらっしゃる方以外が、子育てが難しいのではないかと気になることに気づいた場合の他部署との連携体制や積極的に利用を促すなどの体制はどのように取られているのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 保健師が特に必要と考えた場合は、こども家庭総合支援拠点と情報共有を行って、状況によっては要対協世帯として、日常的に状況を協議していくというような形

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

で連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。先ほど、要対協の中に婦人相談員も入ってらっしゃるということで、ちょっと安心しました。子供ももちろんそうなんですけれども、お母さんのほうに寄り添って、お母さんがどのような生活を望んでいるのか、そのためにどのような支援が要るのかということと一緒に考えてあげてほしいです。

多分、ヘルパーとかでちょっと休ませてあげるといところが何よりも大切だと思うんですけども、根本的に何か抱えている問題がある場合に、例えば経済的な部分とか、もしくはDVをはじめとした家庭内での問題があって、保護者の方が自分らしい生き方ができないという状況のままであれば、一瞬は元気になっても、その後またつらい状況になって、結局、子供に当たる、もしくは面倒をうまく見られないといところに戻ってしまうと思います。

4月から、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援新法が施行されます。その中で、困難な問題を抱える女性の意思が尊重されながら、その抱えている問題を解決するという方向を目的として、皆さんで話し合ってもらおうということがすごく大事だと思っています。なので、その現状をちょっと休ませてあげるとい一時期のことを目的とするのではなくて、親御さんが主体的に自分らしく生きられるということを目的にして、それに対してどのような支援が受けられるのかということ、いろいろな連携を取って考えていただきたいと思います。それが結果的には子供の幸せな生活につながると思っています。

次に、民間保育園等整備について、65ページです。

これの財源について、また、国からの交付を受ける際に、保育園の数の上限などの要件があるかどうか、お聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

民間保育園等整備につきましては、民間保育園新設の場合は、補助基準額に対する負担割合が、国が3分の2、市が12分の1、事業者が4分の1となっております。また、市から国に対して補助金の交付の申請をする際には、保育園の施設数の上限などはございません。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

市が12分の1負担するというので、市にとって、保育園を新設するに当たっての負担というのは、割合としては非常に低いということが分かりました。また、保育園の数の上限はないということですので、必要であればつくっていくということだと理解します。

そうなりますと、どの程度必要かというニーズを把握するために待機児童を考えると思うんですけども、ただ、千葉市では、待機児童については、自治体が登園可能だと考える保育所に入らず、ほかの保育園を希望している場合には、待機児童には含めないとされています。

そこで伺います。千葉市において、登園可能な保育所とは、どのような場所を指しているのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保運営課長。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

まず、自治体が登園可能だと考える保育所に入らずに、他の保育所を希望されて、いわゆるあっせんお断りする児童は待機児童に含めないといったところにつきましては、国の待機児童の調査要領のほうに従っているところでございます。

御質問の登園可能な保育所につきましては、これも同じく、待機児童に関する国の調査要領におきまして、開所時間が保護者様の需要に応じていることとか、立地条件が登園に無理がないこととされておりまして、こういった要領を踏まえまして本市におきましても、保護者様の就労時間とか通勤経路、それと登降園の手段といったものも申請書に記載いただいておりますので、そういったものを確認させていただきながら、開所時間が御希望に沿っており、かつ公共交通機関等、通常の交通手段によりまして、御自宅から30分未満で通園することが可能な施設のほうを御案内させていただいております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

今おっしゃいました、公共交通機関等、通常の交通手段により、御自宅から30分未満で通園することが可能というのは、全く実情に合っていないのではないかと思います。私が伺ったお話によりますと、美浜区の打瀬地区、ベイタウンにお住まいの方が、通園可能な保育園として、幕張本郷駅近くの保育園を紹介されたそうです。これは現実的に、通うのは不可能な距離なのではないでしょうか。

まず、公共交通機関を利用するといっても、通勤時間帯の混雑するバスや電車に幼児を乗せるということは現実的であるとはとても言えません。一方、そのような公共交通機関を使わず自転車で行けるかという、とても30分で行けるような距離ではありません。

このような場合に、現実的に通える園の入所待ちというのが待機児童には含まれなく、そのため、保育園のニーズの1人としては考慮されていないという状況になっているのではないのでしょうか。

先ほど、国の待機児童に対する調査要領で、30分以内というのが国で定められている条件だというようなことをおっしゃっていましたが、待機児童の定義については、令和3年3月の第204回国会質問においても、古本伸一郎議員が、待機児童の意義及びその解消の在り方に関する質問で触れられております。古本議員の質問の中で、保護者の送迎負担の観点から、往復1時間以内であれば妥当とする、現実的ではない基準で調査が行われ、数値が保護者の実感とも乖離して出る限り、自治体は真の待機児童の実態把握が困難となる。結果として、保育ニーズに十分に対応できていない現状があるのではないかと考えられるという質問をされておりました。しかしながら、この質問に対して、国では、自宅から公共交通機関を使って30分というのは、調査要領の要件ではなく、一つの例示にすぎないと述べています。

さらに、厚生労働省においては、各地方公共団体に対し、令和3年1月の全国厚生労働関係部局長会議においては、同年4月1日時点の保育所等利用待機児童数調査について、各市区町村におかれては、引き続き保護者に寄り添う支援の実施等により、保護者のニーズを丁寧に把握するようお願いしているところであると答弁しております。

つまり、地方自治体は、通常の交通手段で30分という要件を基に待機児童の把握を行うので

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

はなく、保護者に寄り添う支援を念頭に置いたニーズ調査を行うべきであると国から言っているのです。これは、実情と合っていない待機児童ゼロをうたって、子育て世代にアピールして、千葉に呼び寄せたとしても、実際には受皿がなく、子供を預けて働くことができなければ、結局、千葉から去ってしまうということになりかねません。自宅から近いところで子供を預けて働ける、そのような心に余裕のある働き方をしながら子育てができるという状況があってこそ、ニーズに合っている保育状況をつくっているということになるんじゃないでしょうか。また、同じ年代のお子さんの子育てをされている方が住まいに近い場所に子供を預けることができれば、送り迎えの際に、おのずと近所同士の交流も生まれて、地域で協力しながら子育てをするという環境も自然につくられていくのではないのでしょうか。

先ほど、ファミサポの提供会員の数がなかなか増えないというお話もありました。もし、自宅に近いところで、同じ保育園に通ってらっしゃる方が協力してできるということがあれば、この提供会員の数も増えていくのではないのでしょうか。地域で子育てをするという目標を立てているのであれば、待機児童の考え方というのも改める必要があるのではないかと考えています。

次に、こどもどこでも通園制度が始まった場合に、新たに対象となる子供の数というのは何人ぐらいになるのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

今委員がおっしゃったどこでも通園制度は、補正予算で計上しているこども誰でも通園制度のことでよろしかったでしょうか。（黒澤委員「失礼しました。はい、そうです」と呼ぶ）

対象となる児童は、0歳6か月から満3歳未満の子供でございます。現時点では7,800人ぐらいが対象児童として認識しております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 先ほどの話でも、待機児童をちゃんとニーズに合ったものに変えて。

実際、こども誰でも通園制度の対象者、7,200人あるということで、もっと増やしても、このニーズはどんどんあるということなので、ぜひ通園しやすい保育所をもっと。現在も、今回も新しく新設されるというところがありますけれども、もっと通しやすいところまで増やしていくようお願いしたいと思います。

次に、多様な保育事業への対応についてです。

病児・病後児保育整備助成がありますけれども、これに手を挙げている施設はございますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

病児・病後児保育事業に申請者を募集しているという状況ではないんですけれども、関心を持っていただいている事業者さんはあります。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 美浜区にありますおおた小児科病児保育室ミルキーが、令和6年3月

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

30日に閉園となりますが、この閉園の理由について、把握されていたらお聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

ミルキーの閉園に当たりましては、お子様をお預かりできる体制を維持することが困難になったからと把握しております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 先ほど、病児・病後児保育整備に新しくやりたいと手挙げている方、関心を持っている医療機関があるということですがけれども、もう既にやられている施設の方が継続してやれるように、何とか補助なり支援なりするというのがあるのではないかと思います。今回、施設職員の配置が困難というお話ですがけれども、そこにきちんと助成なり支援をして、継続してやっていただくというところもちょっと努力していただけるといいのではないかと思います。今まで使ってらっしゃった方も、また新たに違うところを探さないといけないというところもありますので、継続してやっていただけるような支援をお願いしたいと思います。

次に、保育の質の確保についてです。

相談拠点機能について、相談を受けた後に、問題を解決するための他機関との連携はどのように行う予定でございますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼児教育・保育人材支援センター相談拠点機能の件だと思いますので、その前提で答弁をさせていただきます。

センターのほうには、現場経験が豊かな保育士または幼稚園教諭の資格をお持ちの相談員を2名常駐させるというふうなことを予定しております。それに加えて、先ほど答弁申し上げた問題解決相談員事業と同様に、弁護士及び臨床心理士の先生方と、年間を通じて相談可能な契約を行いまして、まず相談員のほうで相談対応を行うと。相談員のほうで対応できない、専門的な知識が必要な場合には、解決のために弁護士先生とか臨床心理士の先生と相談をしながら、専門的な御意見を伺いながら対応していくというふうな形を考えております。

こういった対応することによって、人材の定着とか離職防止を図っていきたいと考えております。

あと、相談内容の中で、例えば労働条件とか労働環境に関する相談というのももしかしたらあるんじゃないかというふうに考えておりますけれども、そういった相談があった場合には、権限がある労働基準監督署への相談を促すなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。保育士さんが相談をしたときに、ただ単に傾聴するのではなく、しっかりと問題解決してくれるという、そのような安心感があれば、保育士さんも継続して働いていただける。また、そのような評判が広がれば、千葉市であれば、何か問題があっても解決してくれるという評判が立って、千葉市に保育士さんが就労してもらえるというところにつながると思いますので、しっかり解決までやるんだというところをぜひPRして周知していただければと思います。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

私からの質問は以上でございます。ありがとうございました。

○主査（渡辺 忍君） 御質疑等、ほかにございますか。

安喰委員、時間過ぎちゃいます。（「過ぎない人」と呼ぶ者あり）じゃ、森山委員、先にお願ひします。

○委員（森山和博君） 一括でお願いします。

令和6年度当初予算案のあらましから質疑を行います。

初めに、コメントだけですが、子ども医療費助成の拡充については、これまで段階的に拡充されてきたことを評価しております。

また、次の項目の児童手当支給につきましても、国のこども未来戦略に基づき、所得制限が撤廃されるなど、拡充されます。

子ども医療費、児童手当支給の拡充については、来年度予算の執行を適切に実施いただくことを期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

実際に質疑を行います。

次に、61ページのこどもの参画推進について伺います。

こども・若者のカワークショップ、こども・若者市役所、こども・若者フォーラムの三つの事業が展開され、社会の一員として子供の自覚と自立を促進するため、こども・若者を対象とした社会参画の取組を実施、そして情報発信とされております。

昨年、2023年にこども家庭庁が設置されました。また、こども基本法が施行されました。こどもまんなかというコンセプトの下、子供の権利の保障が明記されたと認識しておりますが、子供も自立した主体とされ、彼らの声を聞きながら、当事者目線に立った政策を進めることが指摘されています。

会派としては、より多くの子供たちが子供参画につながっていくようにということを求めてまいりました。そういうことから広げる取組となることに期待しております。

こども基本法や、その後、閣議決定があり、こども大綱に沿って、こども・若者の社会参画を進めていくべきではないかというふうに思っています。こどもまんなかというコンセプトには期待が大きい反面、子供の権利に関する考え方がなかなか定着していないのではないかと、いうふうに心配するところでもありますが、私たちがやっているこどもの参画推進の中で、こどもまんなかを普及する事業の取組が必要ではないかとも思っているんです。

こどもの参画推進をしてきました。各事業の取組については、各委員からの質疑があつて、評価はある程度分かったんですけども、事業全体として、これまで積み立ててきたこどもの参画推進事業全体の評価と、昨今の国の動向を踏まえた今後の取組について、どのように考えていらっしゃるのか、見解をお聞かせください。

次に、子どもルームの整備・運営につきましては、子どもルームにWi-Fiの整備が進みます。会派としても要望してきましたことから評価しております。ギガタブを用いた宿題の時間帯など、有効な活用に期待しております。これは要望でございますので、しっかり活用していただきたいと思ひます。

次に、63ページ、64ページにまたがりませんが、新児童相談所の整備や、児童相談所管理運営に関連しての質疑でございます。

児童相談所の専門性は、所内の多職種専門職がそれぞれの知見を持ち合わせてアセスメント

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

を行って、支援方針を立てていらっしゃるというふうには認識しております。現在の通告件数が激増しており、本市としても、2所化へ向けての体制づくりを進められている中、児童相談所の組織としての対応力というのはどういうふうにあるべきかというのを考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。児童相談所の抱える課題をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

職員の増配置、専門性の向上、警察との連携、ちょっと書いてらっしゃいましたが、警察との連携強化、広域的な情報共有システムの有効活用など、組織的な対応力の維持・強化をどのように行うのか、お聞かせください。

関連して、児童相談所の一時保護の権限について伺います。私の拙い市民相談と関連してなんですけれども。

児童相談所長の判断で行える強力な行政権限です。しかしながら、これを行行使することで、保護者と対立してしまうとの内容の市民相談を受けました。一度対立してしまうと、その後の支援の対話が進まなくなりまして、保護者等の家族が児童相談所を不審に思ってしまうような関係になってしまいます。お互いが子供のためと思って対応しているにもかかわらず、このような不毛な感情を拭いてあげるべきではないかというふうに思っております。これも専門的な方からの助言もいただきながら、そのようなことから、児童の権利擁護の取組強化も踏まえまして、一時保護の適否の判断についてはどうあるべきか、当局としての考えをお聞かせいただければというふうに思います。

さらに、専門家ではありませんが、児童相談所の介入と支援について伺います。

虐待対応では、保護者からの任意の相談はほとんどありません。児童相談所からの一方的な関わりから始まることが多いと思っております。そのようなことから、保護者に拒否的な反応が生まれてしまい、児童相談所の支援を受けることが難しくなるようにも感じています。

そこで、これも専門家の意見を参考にさせていただいているんですけれども、通告受理後の安否確認、一時保護、立入り調査などの初期対応を原形的に介入と位置づけて、その後続く継続的な里親委託や施設入所の措置などを支援と区別され、通告を客観的に評価・分析できるアセスメント部門を別立てにしてはというような考えがあるようですが、本市の見解をお聞かせください。

また、虐待の予防的な取組の重要性も挙げられております。予防的な支援は、私が勝手に思っているだけなのかもしれないんですが、主に子ども家庭総合支援拠点が担うのかなと理解しておるんですけれども、児童虐待の予防的な支援をどのように取り組まれるのか、お聞かせください。

次に、67ページの多様な保育需要への対応について、こども誰でも通園制度で試験的な実施をされるということなんですけれども、どういう切り口でその確認をされるのか。どういう視点で、試験的に確認をされるのか。例えば保育士さんの処遇が負担増になるというのは一見見受けられるんですけれども、それをどういうふうに対応するのかなど、その制度を導入するとどういうことが起きるのかというのは、何を見ようと思って試行されるのかを確認させてください。

次に、子供の貧困対策の総合コーディネーターとして、これまでこどもナビゲーターというのが配置されてきていると承知しているんですが、新年度、これはどういうふうに関係されてい

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

るのかというのを確認したいと思います。

質問としては、これまでの取組の事例を具体的にお示しいただくとともに、今後のこどもナビゲーターの配置及び活用についてお聞かせください。

1回目は以上です。

○主査（渡辺 忍君） 御答弁お願いいたします。こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

こどもの参画推進事業の全体の評価と今後の取組の考えという形でございますけれども、この事業につきましては、目的といたしまして、生産年齢人口の減少によりまして、若年世代の社会的責任や役割が今後ますます増大していくことが見込まれる中、子供や若者が社会の一員として、市政やまちづくりに積極的に関与していくための意識や行動を促すためのものございまして、子供の年齢や発達段階に応じて複数のプログラムを用意して、重層的な事業展開を図ってまいりました。

事業を開始してから10年以上が経過する中で、延べ2万7,000人以上の子供たちが参加しておりまして、中には、幼少期に参加者として参加していた子供が、成長してからはスタッフとして、今度は年下の子供たちを支援する立場で参加している事例も見受けられます。また、令和4年度に参加者に対して実施したアンケートにおきましては、9割以上の子供が地域のために役立つことをしたいと思うようになったというような回答をしておりますので、事業を継続してきたことによる成果が一定程度認められるものと考えております。

また、先ほども御答弁いたしました、応急手当ジュニアインストラクター制度など、子供たちの提案が実際に制度化した事業もあるということで、全庁的にも、子供が企画段階から何かしらの形で参画している事業も増加傾向にあるような状況がございます。

ただ、一方で、参加者が一部の子供たちに限定される傾向があるというようなことを課題として考えておりまして、これにつきましては、令和3年度からモデル的に、小学校の事業を活用して参画の取組を進めるなど、学校現場との連携を強化しておりまして、令和3年度には小学校2校、令和4年度は7校、令和5年度は5校というふうを実施しておりまして、今後も拡大してまいりたいというふうを考えております。

昨年4月には、議員おっしゃられたように、こども家庭庁が発足いたしまして、こども基本法が施行される中、本市におきましても、（仮称）千葉市こども基本条例の制定に向けて取り組んでいるところでございまして、子供の意見の表明する機会の確保とか施策の反映等につきまして、今後、全庁的に進めていかなければならない課題であるというふうに認識しておりまして、引き続き、より効果的な手法などを検討しながら、子供の参画の充実あるいは評価に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 次の御答弁は、東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

委員さんからお話ありましたように、今、多職種によるアセスメントといったところが児童相談所の専門機能を維持していくといったところでとても必要な、重要なところではあります。今職員が、虐待通告の対応件数の増に伴って、配置基準によって職員もどんどん増加している中で新しい職員が入ってきているというところでございますけれども、そういった職員の育成、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

それから、とにかく児童相談所の対応というのは全てが基本的にはチーム対応になります。1人で抱え込まないような体制をつくり、児童相談所の中で連携をしながら、実際に育成の中で、研修も必要ですけれども、その研修が実際の業務の中で生かせるように職員を育てていくといったところが今とても重要だというふうに考えております。

また、組織としての対応力といったところ、人を育てるといったところが一番重要である部分だと思いますけれども、相談所の方針を決定していく進め方としまして、全て会議決定、最終的には所長まで入った形での会議での決定といった形で全てが決まっていきます。決定は担当個人によるものではなくて、担当、それからその上のスーパーバイザーであったり管理職であったり、そういった何層にもある構造の中で、一つ一つの事案について検討を行い決定をしていくといったところのプロセスを定着させて維持していくといったところが職員が働いていく上での安心感にもつながりますし、守っていかなければいけないところだというふうに考えております。

千葉市の児童相談所が抱えている課題といったところは、かねてからいろいろとありましたように、そういった人材の確保の面であるとか、また、今現在、そういう職員が増えている中の狭隘化、環境の、そういったところ、そこは執務環境もございますし、一時保護所の子供が増えている中での保護所の狭隘化といったところもございます。そういったハード面も改善していきながら、ソフトな部分といったところもいろいろ工夫して、働きやすい、また子供が安心して過ごしやすい環境をつくっていくことを今、児童相談所としてずっと取り組んでいるところでございます。

また、児童相談所だけで家庭への支援といったところが完結するといったことはほとんどなくて、今もそうですけれども、地域であるとか、先ほどお話しもちょっと出ましたけれども、例えば警察であるとか、所属機関であるとか、いろいろなところとの連携によって各御家庭の支援といったものが続いていくと思っております。児童相談所が関わった後、例えば一時保護からの解除であるとか施設からの家庭復帰といったところがありますけれども、お子さんの支援をどうやってその後の継続的なものにつないでいけるかといったところを関係機関と情報共有、連携しながら進めていくといったところも忘れてはならない大切な部分だというふうに考えているところです。

また、先ほどの一時保護に関しての権利擁護の取組といったところです。お子さんの一時保護に当たって、また施設入所、施設の介助、いろんなどころに当たっての意見徴取と意見表明支援といったところで二つに分かれます。

お子さんからの意見聴取に関しては、今現在、1月から実際に、試行も含めて開始をしているところでございます。意見表明支援に関しましては、来年度、またどういったところをお願いしていけるのかといったところを情報をいろいろと収集しながら、千葉市としての意見表明支援の在り方というか、進め方といったところの検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、一時保護の判断の適否といったところですが、ここはやはり客観性。誰が見ても、何に基づいて一時保護を判断したのかといったところを、人によってそれがずれないように、きちんとしたアセスメントによって判断すること。また、その判断した経過をきちんと残しておくことが必要だというふうに考えております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

今、アセスメントシートを使いまして、起きている状況とか子供の状況、それから家族の背景とか今までの児童相談所の関わりだとか、そういったものの項目ごとにいろいろとチェックを入れながら、一時保護の判断を行っているところでございます。

また、介入と支援といったところございました。実際には、児童相談所という一つの組織の中で行っておりますので、例えば御家庭から見たときに、同じところでやっているという感覚はあるかと思うんですけども、かなり以前から、児童相談所の中で、介入に当たる部門と支援に当たる部門といったところは切り分けて対応してきております。やはりおっしゃっていたように、一時保護というのは、家族にとっても突然だったりということは当然ありますし、対立構造から始まることというのは非常にあると思います。その中で、一時保護、児童相談所が関わるというのは、ずっと分離をするための保護とかということではなくて、最終的にお子さんが家庭の中で安心して過ごしていけるように、そこに向けて進めていきたいと思います。ところがゴールになりますので、介入の段階からそれはお伝えしながら、一旦、一番最初の介入に当たる部分やったら、その後の継続については支援を担当している部門に引き継ぎながら、お子さん、御家庭と児童相談所が同じ方向を向いて、その調整をいろいろとしていく、またお子さんの気持ちは当然一番になりますので、子供を中心に据えて、安心な環境をつくっていくといったところの気持ちをつくっていくということで今取組をしているところでございます。

予防的な取組につきましてはこちらからということで、私からは以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 企画調整担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課企画調整担当課長でございます。

予防的支援の中で子ども家庭総合支援拠点がどのように取り組んでいるかということでございますけれども、千葉市は、子ども家庭総合支援拠点、令和4年から令和6年にかけて、6区全て設置ということで、この4月に最後の若葉区、緑区、美浜区を設置することになっております。既に各区の健康課のほうには、母子健康包括支援センターというものが設置されております。いわゆる拠点と母子健康包括支援センターとの連携の中で、要保護・要支援児童あるいは特定妊婦などの支援について、適切な支援やサービスにつなげていくような取組、連携を図っているところでございます。

また、いわゆる一般の市町村とは違いまして、我々としては、自ら児童相談所を持っております。当然ながら、児童相談所との連携も図りつつ、学校あるいは病院とかという地域の関係機関とも密に連携を取りながら、いわゆる個別のケースについての検討会議なども開催することで情報共有を図って、子ども家庭総合支援拠点を中心として支援体制を構築していきたいと思っております。その中で、実際の予防的な支援というものが実現されればいいのかというふうに考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

こども誰でも通園制度は何をもって試行なり確認するのかという御質問なんですけれども、令和6年度に関しましては、こども誰でも通園制度は、予算に基づく事業として実施する予定なんですけれども、現在、国のほうでは子ども・子育て支援法の改正を議論しておりまして、令和8年度には、子ども・子育て支援法に基づき、全ての自治体の実施する給付事業という、今、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

保育所で保育を必要とするお子様をお預かりしているのと同じように、こども誰でも通園制度の利用を希望する人をお預かりするというようなことが法律に位置づけられるという方向で現在議論が進んでおります。

その中で、令和6年度は保育所での一時預かりと同様の職員の配置基準とか面積基準、あと月10時間という利用上限を設けて実施するということになっておりますが、そういった基準面の規定とか、あとは利用時間をどのように設定するかなどについて、需要と供給の状況とか各自治体の対応状況等を踏まえて、令和8年度に向けて制度設計をしていくために状況を把握するということが今回の試行的事業の目的と認識しております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

子供の貧困対策総合コーディネートということで、当市ではこどもナビゲーターといった通称名で呼んでいるところでございます。

こどもナビゲーターは、平成30年に稲毛区に設置しまして、それから順次、設置をいたしまして、今年度、美浜区に設置しまして、これで全区、設置されたという形になります。

対象としている世帯としては、保護者が不在がちな御家庭であるとか、あるいは養育がちょっと不適切な御家庭であるとかを対象として実施しているところでございます。

令和5年の12月現在で、6区計で391件という形で、ケース数もかなり対応している事業でございます。

最近のケースの特徴としましては、これ自体は、そういった御家庭に支援計画を入れて、生活環境を改善させて、また、その御家庭に必要な支援があればそちらにつなぐというのを目標としているわけなんですけれども、御家庭の傾向として、最近話題になっていきますヤングケアラーの世帯もございまして、また不登校世帯といったものが非常に多いような傾向があるように見受けられます。

そういったところで、今後についても、また学校等と非常に連携のほうを密にして実施していきたいと考えておりますが、この事業の一番いいところというのは、役所だと、どうしてもお客さんが窓口に来てもらうのを待つというような事業になりますが、まさにアウトリーチをする事業といったところにこの事業の価値があるというふうに考えております。そういったところでこども家庭総合支援拠点も整備されてきましたので、そちらとも連携しながら、適切な支援につなげられたらというふうに考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

2回目は、皆さんの答弁理解したところですが、こどもの参画のところですが、要望として、今、子供の権利や利益を実現する助けとなるものとして、国ではこどもコミッショナーとかオンブズパーソンというものを制度化して、子供の声を聴くことも視野に入れてほしいです。こどもの参画推進というのは、千葉市ならではなくて10年やってきて、実績は、市政やまちづくり、そういうことに興味を持ってもらう子供たちができるというメリットはあるかなと思うんですけれども、もう一重、深化させてもいいんじゃないかというふうに。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

この参画事業の考え方をもう少し深化させて、国の子供の権利や利益を実現する助けとなるような事業も御検討いただければなというふうに思っております。

もう一個の要望が、児童相談所のところなんですけれども、本当に難しい事業なさっていることも分かっておりますし、それを展開するためにどう応援していくのがいいのかなというふうに思っています。そういう中で、アセスメントをしていくときの一時保護の決定のところの賛否は、今、子供の権利をかなり主張されることも多くあるので、司法の判断を導入されていかなければ、なかなか親と切り離せるのは難しいんじゃないかとも言われていますので、一時保護の適否の判断を司法のところで行うような仕組みも御検討いただくことを要望という形でお願ひしたいと思っております。

そのほかの項目に関しましては、了解しました。しっかりと予算を執行していただければというふうに思います。

以上で終わります。

○主査（渡辺 忍君） どうもありがとうございます。

こちらで休憩に入りたいと思っておりますけれども、質疑が残っている方、挙手いただけますでしょうか。4人。どうもありがとうございます。

こちらのほうでお昼休憩のほうに入りたいと思っております。また午後もお願いいたします。再開は1時からでお願いいたします。

午後0時4分休憩

午後1時0分開議

○主査（渡辺 忍君） それでは、午後もよろしくお願ひいたします。

御質疑、次にお願ひします。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一問一答でお願ひいたします。

まず、あらましの61ページですけれども、新しいこどもプラン策定をするに当たって、第2期プランの評価と課題についてお聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

第2期こどもプランでは、「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」の実現」を基本理念といたしまして、各種施策を推進してまいりましたが、中でも子育てと就労の両立支援に重点的に取り組みまして、4年連続で保育所の待機児童ゼロを達成するほか、子どもルームの待機児童についても縮減を図るなど、一定の成果を上げることができたものと考えております。

しかしながら、全国的な状況と同様に、本市においても少子化の進行や児童虐待相談の増加傾向が続いておりまして、これらの重要かつ喫緊の課題に的確に対応していくことが必要と考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（安喰初美君） 待機児童が4年連続ゼロということで、それは確かにそうなんですけれども、やっぱり国の待機児童の基準が変わったことで、見せかけの数字になっているところもあると思うんですよね。それで、入所待ち児童は今年度754人と前年より増加しているので、手放しでは喜べないのではないかというふうに私は考えています。保育のニーズに応えるための保育士の確保に、次のプランのときにはもっと力を入れていただきたいというふうに考えます。

こども基本条例制定のための準備が進められていると思うんですけれども、やっぱり様々なところで子供の意見を聞いて、子供の意見表明を大事にすることを基本に据えた新しいプラン、これを策定されるように要望しておきたいというふうに思います。

次に、プラン策定の予算590万円出ているんですけれども、この内訳についてお示してください。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

こちらの予算につきましては、本市が実施したアンケート調査の結果など、計画の策定に必要なデータの分析や整理のほか、計画書の構成やデザインの作成、また本編700部と概要版5,000部の印刷製本などの一括業務委託の費用となります。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 本編700部ということなんですけれども、主な配布先はどのようになりますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

基本的には、各区役所ですとか公共施設等に配布するほか、必要な会議等で配付するなどの対応を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） やっぱり、こういう、千葉市が子育てにすごく力を入れているということを分かってもらう、すごくいいものだと思いますので、配って終わりではなくて、職員とか保護者が新たな計画を理解できるような説明会などもぜひ設けていただけたらというふうに思います。

次に、子供の医療費助成のところなんですけれども、子供の医療費の助成制度ですが、昨年8月に薬局窓口負担がゼロになって、今年8月からは18歳まで対象が拡大して、全年齢の保護者負担も300円に引き下げられるということで、私たち、我が会派が要望してきたことが実現するというので大変うれしく思っております。

この助成制度なんですけれども、これだけ拡大されたんですけれども、これで終わりではなくて、さらに前に進めていくべきではないかと思うんですね。

300円の保護者負担、これを無料にしていくべきではないかと思うんですが、見解を伺います。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

保護者負担につきましては、経済的負担が大きい多子世帯における第3子以降や市民税所得割非課税世帯は無料としておりますけれども、本制度の安定的な継続や市民負担の公平性、また限りある医療資源の有効活用などの観点から、一定の御負担をいただくことは必要であると考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） やっぱり子供の医療費の助成制度というのは、お金の心配なく、病院に安心してかかれるというところが本当に大事なことだというふうに思います。たかが300円というふうに思われるかもしれませんが、やはり無料になったことで、本当に病院にかかりやすくなるということがあると思います。

明石市が子育て支援ということですごく有名になってはいますが、子供の医療費無料にして、そしてそれだけではなくて、ほかの施策もやっていますけれども、一番に上がっているのは、やっぱり子供の医療費の無料化というところがポイントになっていると思います。

その施策をすることで人口の増加も図られているということですので、ぜひ千葉市でも、すぐに無料にするというのは難しいかもしれませんが、無料化について、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次になんですけれども、子供の医療費の助成制度に関連してなんですが、県の支給割合、これを、今4分の1になっていると思うんですが、これを2分の1に引き上げるように求めるべきではないでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

令和3年7月に知事と市長との意見交換の場におきまして、県単独事業補助金の改善を要求いたしまして、これを受けて、現在窓口を県、市ともに一元化したところがございます、今後も社会情勢の変化や市民等への影響などを考慮いたしまして、時期を見て、県に対し改善を求めてまいります。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 県が補助金の割合上げてくれば、市も事業がやりやすくなると思いますので、ぜひ差別解消のために力を入れていただきたいというふうに思います。

次に、児童手当支給についてお伺いいたします。

所得制限を撤廃して、高校生まで拡大して、第3子以降を3万円に引き上げるという拡充を行うということなんですけれども、この拡充によって増えた市の負担というのは幾らぐらいになるのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

拡充につきましては本年10月分からとなっております、令和6年度予算では4か月分だけ計上しておりますけれども、市費につきましては18億3,119万6,000円でございます、令和5年度予算と比較すると2,196万6,000円の減額となっております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

これは、拡充に伴いまして、国や県、市の負担割合を変更したためで、市の負担は、3歳未満児の場合、被用者は45分の4から全額国庫負担に、非被用者は6分の1から15分の1に、3歳以上児の場合は6分の1から9分の1になります。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 国や県の負担が増えて、市の負担が軽くなったということで理解をいたしました。

来年度は4か月だけの予算を計上しているということなんですけれども、4か月で18億3,000万円ということは、1年間ではその3倍の金額が必要になるということでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

18億3,119万6,000円については、令和6年度予算全体の中の市費という形になります。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 分かりました。

次に、学校給食の滞納分を児童手当から差し引いているということなんですけれども、それについて詳しくお伺いしたいと思います。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

学校給食費の滞納分を児童手当から徴収することにつきましては、児童手当法に基づきまして、受給者本人からの申出により適正に処理しているところでございます。令和3年度には322件、1,097万6,809円、4年度には393件、1,289万1,558円の徴収を行っております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 令和3年度が322件、4年度は393件ということで、件数が増えているんですけれども、この増加についての分析はされているのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

この徴収につきましては受給者本人からの申出というふうになっておりまして、申出を受けるのは、学校現場といいますか、教育委員会のほうで行っておりまして、それを児童手当所管の当課のほうに情報いただきまして、児童手当からの徴収を行っているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） そうすると、教育委員会のほうが児童の家庭からの申出ということで、児童手当から差し引くということは分かりましたけれども、やはり給食費が払えない家庭の事情については調査をしてもらって、これは教育委員会がやることだと思いますけれども、支援が必要であれば就学援助や福祉につなげるなどの対応が必要になってくるというふうに思いますので、ぜひ教育委員会とも連携をしていただいて、丁寧な対応をお願いしたいというふうに

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

思います。

次に、あらましの62ページの子どもルーム整備・運営についてなんですけれども、夏季休業時の拡大枠の実績と評価及び課題についてお示しください。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

今年度、夏季限定ルームにつきましては、昨年度、3校から5校に拡充したところであります。

利用人数なんですけど、昨年34名から73人増加して、今年度107名となりました。夏季休業期間のみの利用児童への対応、待機児童の解消に一定の効果があったものと認識しております。

また、課題につきましてですが、今年度の実施に当たりまして、一部の夏季ルームにおきまして、支援員確保に時間を要したということがありました。来年度の実施に当たりましては支援員の配置の確保、そして実地の研修等、早い段階で運営事業者と協議、調整を進めていきたいと考えております。

以上となります。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 御答弁の中にも支援員の確保に時間を要したということが言われていましたけれども、夏休み中のルームの支援員がそろわなくて、全く保育を知らない派遣の方とかアルバイトの方で対応したというようなお話も伺っております。

本来なら、期間限定であっても、専門性を発揮できる人を配置すべきだというふうに思いますけれども、少なくとも雇った支援員の方を事前に、どんな保育が望ましいのかということで研修を実施をすべきだというふうに思います。

そして、もう一つ、夏休みの限定ルームのときに使う文具やおもちゃの準備をルームの支援員が準備したというふうにも聞いております。これは支援員の仕事というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 今のお話ですけれども、もともといた支援員の方が夏季ルームの準備をされたという話、我々も伺っております。

これにつきましては、やはり事前の配置が遅れたということが原因となっているため、次年度につきましては、やはり先ほど申したように早めの配置をしつつ、運営が適切にできるように我々も見届けたいと考えております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） よろしくお願ひいたします。

次に、現在、図書室などの特別教室を使っている高学年ルームを解消する見込みについてお示しください。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

現在、子どもルーム、図書室などの特別教室を使って行っている高学年ルーム、実際には39か所あります。全150か所の施設の中で39か所が、特別教室を学校からお借りして運用してい

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ることになります。

今後につきまして、子どもルームの専用スペースの確保につきまして、我々も優先的に学校と協議してまいりたいと思っております。

しかし、その確保が学校の協議との中で難しい場合につきましては、引き続き特別教室を活用しながら高学年ルームを確保していくということ、それに伴って待機児童の解消を図っていくということを考えて、運営を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 待機児童の解消というのは必要だというふうに私も思いますけれども、特別教室だと、すごく制限されてしまうものがたくさんあるというふうに思うんですね。例えば机の配置変えられないとか、あと横になってくつろげるところがないとか、そして遊びが限定されてしまうというようなこともあります。

その特別教室が本当に子供たちにとって安心できる居場所になっているかということ、そうではないというふうに思いますので、子供の最善の利益を保障するという視点で、早急に専用スペースの確保、これをお願いしたいというふうに思います。

次に、ルームの人員の確保の状況についてお示してください。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

子どもルームの人員の確保の状況ということですが、子どもルームの今現在の支援員の確保につきましては、各運営事業者が配置基準に基づいて適切に人員配置を行っているというふうに我々も認識しております。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） その御答弁だと、人員配置、確保の責任は事業者にあるということ、市は関係ないというようなふうに受け取れるんですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 市は関係ないということではなくて、我々も管理監督の責任ありますので、人員確保ができない場合には、我々も一緒に事業者と考えて、歩調を合わせながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 子どもルームなんですけれども、やっぱり慢性的に人員不足だというふうなことが言われております。配置基準に満たない日があるときは近隣のルームから応援を頼んでいるという実態だというふうに聞いております。

子どもルームというものは、やはり単に人数がそろっていればいいというわけではなくて、子供に継続的に関わっていくことが保障されて、信頼関係が築けるし、子供の変化にも気づくことができるというふうに思います。

人員確保ができなくて、人が入れ替わり立ち替わり替わるような、そういう状況では、やっぱり豊かな保育というのができていかないというふうに思いますので、ぜひ人員確保ができる

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ように、市のほうも力を入れていただきたいというふうに思います。

次に、4月から定員を増やすというようなことを伺っているんですけども、それについて、詳しく御説明をお願いいたします。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

来年度定員につきまして、待機児童の発生が見込まれる学校につきましては、特別教室等の活用によりまして、5か所の特別教室を学校からお借りすることができました。180人分の受け入れ枠の拡大を行ってまいります。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 先ほども高学年ルームの専用室のところでお話ししましたがけれども、特別教室は保育室としてふさわしくないということは重ねて申し上げておきたいと思います。

定員拡大をする子どもルームでは、ロッカーや靴箱を増やさないで共有するというようなことを聞いているんですけども、そのようなことを検討されているのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 ロッカーや靴箱というのは置き場所等が確保できれば、我々のほうも個別のロッカー、靴箱というのは考えたいと思います。

ただ、場所によりまして、本当に学校のほうで置く機能がない場合につきましては、一つのスペースについて共有で使えるような形も考えております。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 待機児童解消が優先されて、子供の人権はないがしろにされているというような感じを受けます。こういうやり方というのは承知できません。

せめて、ロッカーと靴箱は1人一つ用意するべきですし、それくらいの予算がつけられないのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 御意見承りました。

我々も、個に応じて、個別の対応というのはできるだけやっていこうという気持ちはあります。

先ほどの子供の権利というお話、伺いました。まさにそのとおりだと思います。

ただ、今、我々が考えているのは、1人1ロッカー、1人1げた箱、靴箱の権利もこれから確保しようとは考えますが、まずは子供たちが、利用したいルームに入るとい、入れるとい、その権利を保障していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 今、市の方もおっしゃっていましたがけれども、やっぱり子供の権利ということが一番大事だというふうに思いますので、ぜひそのところをよろしく願いいたします。

次に、指導員の処遇改善について、今どのようになっているのかお示してください。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 指導員の処遇改善ということでお答えさせていただきます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

今現在、子どもルームを運用している事業者につきましては4者あります。そのうちの3者につきましてはプロポーザルの3年契約で行っておりますので、個々の給料形態は、我々も今数字持っていないんですが、社会福祉協議会につきましては、次年度、子どもルームの指導員の処遇改善ということで、常勤職員の月額、これまで20万円だったものを21万円に引き上げるということを考えております。また、補助指導員につきましても、時給1,133円だったものを4月から1,200円に引き上げようと考えております。

加えまして、現在、経験給加算、現在1から3%としているものにつきましても、1から5%に引き上げるということを考えております。

以上となります。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 賃金が引き上がるということで、それはいいことだと思うんですけども、やはり引上げ額が1万円というのはちょっと少な過ぎるんじゃないかなというふうには思います。本当に低賃金で働いていただいていますので、もう少し賃金を上げていくということが必要だというふうを考えます。

指導員の確保ができない要因の一つは、やはり賃金が安いからだというふうに考えています。

指導員さんからは、命を預かっている仕事に見合った賃金になっていないということもお話を伺っておりますし、1年雇用で退職金もなく、それから毎年の賃金アップもない、そして、今、社協の子どもルームはいつ民間委託されるか分からないし、アフタースクールに移行するかも分からないということで、このまま仕事を続けていけるのか不安な中で仕事を続けなければならないのは本当につらいですというふうなことも伺っております。

せめて、本当にこの仕事をしてよかったというふうに思えるような賃金保障というものをぜひ行っていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

次は、63ページの新児童相談所等の整備についてです。

四つの施設を1か所に集めるというメリットについてお示しください。

○主査（渡辺 忍君） 企画調整担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課、企画調整担当課長でございます。

四つの施設を1か所に集めるメリットについてでございますけれども、昨今、育児や子供の成長への不安など、子育てに関する悩みや不安を抱えている方の相談先が見つかりにくいであったり、相談体制やライフステージに応じた支援体制を整備することということが課題になっていると考えております。

こういった課題を解決するために、様々な相談や支援が可能な施設をこの予定地に一体的に整備することによって、養護が必要な子供さんや養育に困難を抱える子育て世帯の方々に対して必要な機能を集積して、環境を整えることができるというふうに考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） あちこちにばらばらに設置されるよりは、同じ敷地内で多様な相談に対応できるということは、利用者にとっても使いやすい施設になるんじゃないかというふうに期待をしております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

基本計画を策定するんですけども、この基本計画に、職員や利用者の意見はどのように反映されるのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 企画調整担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課、企画調整担当課長でございます。

基本計画を策定するに当たっては、多くの児童相談所が他市町村にもできております、ということで、先行する他市の事例なども参考にさせていただきながら、職員とか利用者の意見や要望などを踏まえつつ、今回、関係所管課が多いということもありまして、関係所管課も含めて検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 今、他市の事例も参考にされたということなんですけれども、参考にされた自治体名というのは挙げられますか。

○主査（渡辺 忍君） 企画調整担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 例えば、特別区の中で江戸川区の児相の部分においては、我々も複数人が視察に訪れたりしております。

また、今、我々の児童相談所では、船橋市あるいは柏市の職員を、彼らの児相の設置のための準備として職員を受け入れているところでございます。彼らの今後の部分ということについても参考にさせていただいております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） ありがとうございます。

他市とも連携をして、人員の育成にも取り組んでいらっしゃるということで理解いたしました。

次に、一時保護所なんですけれども、新しい児相について、それから今ある児相もそうなんですけれども、個室にして、プライバシーの尊重が図れるようにすべきではないかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 企画調整担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課、企画調整担当課長でございます。

おっしゃるとおりでございます。

一時保護所の居室については、子供の権利擁護であったり、個別的なケアを必要とするお子様もいらっしゃいます。そういった部分を推進する観点から、個室化をはじめとした、一時保護所の設備環境改善を図っていくというふうに考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） ぜひ、子供たちが本当に安心して過ごせる生活の場、学びの場をつくっていただけたらと思います。

次に、民間児童福祉施設援護についてお伺いいたします。

医療的ケアが必要なお子さんや障害があるお子さんの受入れのための予算だというふうに理解していますけれども、施設側から要望されていることは何かありますでしょうか。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

今年度、千葉県児童福祉施設協議会からの要望では、職員配置について、対応の困難な児童への適切な養育を可能にするための施策の実行であるとか、あるいは子育て支援における自治体間の格差の是正などの要望を受けているところでございます。

今回、育児指導や障害児の受入れ等のための補助職員の雇用助成、これはこういった予算要望に依っての要望でございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 御答弁の中にあつた自治体間格差とは、例えばどんなどころに表れているんですか。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 まさに、こういった補助職員とかの職員加算等について、ついている自治体とついていない自治体があるとか、そういったものの是正を回復してほしいというような趣旨かと理解しております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） じゃ、本来、職員加算がつくべきものが千葉市ではついていないというものもあるということでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 措置費の助成については、入所措置といったものが千葉県の全体の中で考えていくものですので、千葉県と千葉市が協議しながら決定していくものという形になっております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 施設の要望が予算化されたことは理解いたしました。

どこの児童養護施設でも、職員不足が深刻な問題となっているというふうに伺っております。職員の善意や熱意だけでは運営していくことは困難なので、ぜひ財政支援を増やしていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、65ページの民間保育園等整備について伺います。

先ほどほかの委員さんも質問しておりましたので、保育需要が見込みよりも増えている要因については、何か分析されているんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

保育率、保育利用率という単語を使うんですけれども、保育所利用を希望される方の割合が増えているということは感じております。まだ数字は精査しているところで、令和6年度の実績というのはまだ御説明できる段階ではないんですけれども、感覚としては保育利用率が増えていると考えております。

以上です。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） それは、やはり子供の数は減っているんだけど、働くお父さん、お母さんたちが増えているということで、保育所に預けたい方が増えているというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

地域によって、子供が減っている増えているというのはまだらな状況ではございますが、全体的に保育所の利用を希望する方の割合は増えていると感じております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 次に、園庭がない保育園や小規模保育事業所が幾つあるのかお示しく下さい。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

令和6年4月1日時点で、民間保育施設295のうち、基準を満たす園庭がない施設は145となります。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 約半数が園庭がない施設だと思いますけれども、今度790人、定員を増やすということなんですけれども、790人増える施設の中に園庭がない施設はどのぐらいありますか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

あらましの65ページに790人の施設の内訳を記載しておりますが、例えば3番の小規模保育事業につきましてはゼロ、1歳児がメインとなりますので、園庭がないという施設が多くなります。

また、民間保育園につきましても、定員60人以上の場合には園庭を必置とするという基準を設けておりますので、59人以下の施設を整備する場合には、園庭がない施設になる可能性もございますが、現時点で園庭がない施設が幾つということ想定してはおりません。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 園庭がなくても近隣の公園が園庭代わりとして、国が認可基準を緩和してしまったんですけれども、子供にとって園庭というのは、やっぱりいつでも外に出られて、安全な場所だし、自由に遊べて、自然にも触れられる、そういう心身の発達に必要不可欠なものだというふうに私は考えています。

国が認可基準を緩和しても、自治体として認可の基準を上げて、子供にとって望ましい環境にしている自治体も存在しているわけなので、ぜひ千葉市も、国が園庭なくてもいいよというふうに言っても、やっぱり千葉市の子供たちはいい環境のところで育てたほうがいいんだということで、ぜひ園庭を持つ保育園を増やしていただきたいというふうに思います。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

次に、雑居ビルの中に保育園がある、そういう施設が幾つかあると思うんですけども、この間、地震も頻発していますし、能登の地震などもありましたので、災害時に安全に避難できるのかどうか心配になっているんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

保育施設等は、月に1回、避難訓練をやることが決まっておりますので、毎月、訓練をしていけば、安全に避難ができることに職員も園児も慣れていっているものと考えております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員、残りが9分台ですので、まとめていただくよう、御協力お願いします。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 商業施設の5階にある保育施設を見てきたんですけども、2階だったら、赤ちゃん2人、こうやって両脇に抱えて階段を下りられると思うんですけども、エレベーターが止まっちゃったとき、5階からだとなんか抱えて下りるのはすごく困難だなというふうに、現地見て、感じました。地震も心配なんですけれども、火事の件数も今すごく増えているので、少ない職員で安全に下まで避難させることができるのかというのはすごく疑問に思っています。

公立保育所では、消防署の立会いの下、避難訓練を行っていますけれども、特にビルの中にある保育施設ではそういう消防署の立会いでの訓練も必要だと思うんですけども、民間保育園では、そのような実施はされているのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

民間保育園が、先ほど申し上げた月1回の避難訓練で、消防署もしくは消防署職員と連携した避難訓練をやっているケースがあるということは聞いたことがございます。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） ぜひ消防署立会いの下で避難訓練を年に1回は実施できるように、ぜひ市のほうからも指導していただけたらというふうに要望しておきます。

次に、68ページの保育の質の確保のところの幼児教育・保育人材支援センターの開設の予算額についてお示してください。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

センターの開設、運営に係る経費は2,000万円となっております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） これは事業者に委託する予算という理解でよろしいですか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 そうでございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 議案研究の中で、センターで対面や電話での相談を受けて、離職を防

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ぐというふうに説明されたと思うんですけども、職場の人間関係とか、あと保護者対応などで悩んで、個人的な相談をしても、なかなか解決するというのが難しいこともあるんじゃないかと思うんですね。

やっぱり組織としての対応が求められる場合に、センターはどのような役割を果たすんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 そうですね、組織としての対応という意味で申し上げますと、やっぱり公立も民間もそうなんですけれども、それぞれの園で園長ですとか主任ですとかがしっかり人間関係等をマネジメントして、運営していくというのが重要だと思っています。なので、我々市主催もそうですし、民間保育園協議会のほうでもマネジメントの研修などもやりながら、そういったマネジメントについての力をつけていただくというふうなことはやっております。

ただ、なかなか職場の人間関係ですとかというふうなことが、職場だけではなかなか解決できないというふうなこともあると思いますので、個々の職員からの相談を受けられる、どこまで解決に結びつけられるかというのはあるんですけども、相談に乗って、アドバイスをする、先ほど申しあげましたけれども、臨床心理士の方に負担軽減のアドバイスをしていただくとか、そういったことで負担の解消をして、離職の防止、あと定着を図りたいというふうなことで、このセンターの立ち上げというのを考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 当センターで研修を行うというふうなことなんですけれども、どのような研修が行われるんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

センターのほうで研修の拠点機能を担うというふうにアナウンスさせていただいておりますけれども、こちら、研修の企画、実施ではなくて、市ですとか、先ほど申しあげました民間保育園協議会ですとか、様々な公民の団体が実施する研修の情報を集約させていただいて、保育士、年次によって受けるべき研修ですとかキャリアパスを考えた研修体系というのをつくっていただいて、その体系に基づいて、この時期にこういう研修を受けたほうがいいんだよというふうなアナウンスをしていただくというふうな機能を担っていただくというふうにしております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 処遇改善に関係するような研修を主に担っていくというふうなことでよろしいですか、そういうわけではないか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 研修は、先ほども申しあげましたキャリアアップ研修のように、処遇改善加算の適用要件になるような研修もございしますが、今回このセンターで考えているのは、当然キャリア研修とかも含まれますけれども、市主催の研修ですとか民間保育園協議会の研修、あと私保協の研修ですとか、あと幼稚園協会さんの相乗りの研修ですとか、いろんな研修が市内の各団体から保育者向けに提供されています。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ただ、やっぱりいろんな主体がいろんな研修を提供していますので、その情報を集約した上で、千葉市内の保育所、幼稚園で働く保育者については、キャリアアップの過程でこういうふうな研修を受けて、スキルアップしていってもらいたいという、そういう研修体系をつくって、受講を促していくというふうな機能を担ってもらおう予定です。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 分かりました。ありがとうございます。

最後に、公立保育所の主食提供について伺います。

主食提供に伴う設備整備はどのように行われるんですか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

それぞれの保育所の給食室の現状によって異なるんですけども、必要に応じまして食器消毒保管庫といいます大型の厨房機器を配置しましたり、あと必要に応じてコンセントの増設とか、そもそも電気容量の増設ですとか、そういった電気工事を実施していきます。

なお、来年度につきましては、食器消毒保管庫の設置が6か所、電気工事につきましては、令和7年度以降に主食提供を実施する保育所を含めまして、最大36か所で電気工事を行う予定でございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 公立保育所の3歳以上児の主食提供については本当に長年要望してきたことなので、来年度から実施されるということは本当にうれしく思っております。

全保育所、49か所でしたか、で行うにはまだ先になってしまうところもあると思うんですけども、なるべく早く全部の保育所で実施ができるようお願いをして、私の質問を終わります。

○主査（渡辺 忍君） ほかに御質疑ございますか。岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） それでは、新規を中心に質問させていただきたいと思いますが、まず62ページの放課後児童健全育成事業補助等ということで、民間事業者が実施する子どもルームの安定的な運営を確保ということであるんですけども、運営経費というのは、例に言えばどういった部分で支払いをしているんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 現在育成課でございます。

現在、民間の民設民営ルームに対しては、市のほうからその運営全般に関わる補助金ということで補助をしております。

今回、議案に上げさせていただいた減免措置というのにつきましては、補助対象、補助メニューに加えたということで、各民設ルームのほう千葉市に対して、これだけのお子さんを預かっているので補助の申請をしていただいて、それに対して我々が支払いするという形になります。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） ルームによって、いろいろと経費というのが違うと思うんですね。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

先ほど出た、例えばロッカーとか、そういうものを経費を使うということも、これは可能なんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 それにつきましてもは可能となります。各民設ルームの中での全体的な経費というふうに、我々、補助しております。

ただ、この補助につきましてもは、金額がみんなそれぞれ違うというお話ありましたが、その民設ルームに所属するお子さんの人数によって、補助の対象の金額が変わってくるということが基本となります。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 多分、ルームの人数によって規模が違うので、また補助の仕方も違うと思うんですけども、ルームの、じゃ責任者がどういった形で補助を使っても、それは構わないということなんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課です。

それは、民設ルームの中の事業として、民設町がいろいろ運用、運営しておりますので、私たちのほう、千葉市のほうは全体的な運用に対する補助金ということで、そういう関係でやっておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 補助は欲しいところがたくさんあると思いますので、分配を間違いないように補助していただければと思います。

次に、子育て世帯訪問支援というところで、ヘルパーが派遣に行くということで、これ、何人ぐらいいるんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 先ほど来から、想定の子帯数については十数世帯というのを想定しております。それに見合う数に対応できるように、事業者さんに事前に登録していただくというのを想定しております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） ヘルパーさんは、時間的にはどれぐらいの時間、支援に行かれるんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 利用時間であるとか、あるいは何か月間利用できるのか、あるいはこれ延長することができるのかとか、そういったところに関しましては、詳細については今後詰めて、決めていきたいというふうに考えております。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 時間もこれからということなんですけど、例えば仕事内容も、また家庭家庭によって要求が違うんじゃないかと思うんですね。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

例えば家事等とも書かれていますし、子育てというふうにも書かれています。

家事というと洗濯から食事から全部含まれるので、そこまでヘルパーさんがやってくれるのか、あるいは子育てについて、子供を見ること、あるいは親との子育て相談みたいな形まで見てくれるのか、仕事内容がちょっとはっきりしていないので、こういった形でヘルパーという形を取るのか教えていただきたいと思います。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

今おっしゃっていただいたように、まさに大きく分けて家事支援と育児支援というふうに区別しておりまして、今おっしゃっていただいた食事の準備であるとか片づけ、衣類の洗濯あるいは居宅等の掃除、育児支援に関しましては保育所等の送迎支援であるとか、そういったところを想定しております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） これ、料金的なものはこういった形なんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こちら、対象世帯を要対協管理の児童という形で考えておりまして、継続的に見守りが必要な御家庭に対して、要対協のほうで利用を勧奨するといったようなスキームを考えております。

そういった趣旨でございますので、利用料金については無料という形で考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 無料であると、かなり要望も出てくるんじゃないかと思ひますし、今十数件と言われてはいますけれども、これがいろいろなうわさで広がって行って、かなり人数も増えてくるような気がするんですね。ですので、無料であるから、余計利用しようという御家庭も多くなると思ひますので、そこはある程度絞っていかないと、どんどん広がっていっちゃうんじゃないかと思ひますので、注意をしていただければと思ひます。

続きまして、新児童相談所等の整備ということではありますが、先ほどから三つの部署が一つになるということで、大変ワンストップで子育て支援ができるんじゃないかと思ひますね。利用する御父兄も、そこに行けば子供のことが全部相談できるんじゃないかというような形で行くと思ひますね。

ですので、そういった指導体制を三つの部署が連携してやっていただけないと、せっかく一緒に固まったところであっても、あっち行ってこっち行ってというふうになってしまうと、じゃ場所だけはそこだけでも、相談の仕方がまた変わってきちゃうかなと思ひるので、連携をきちっとできるように、これは要望として言っておきます。

いつ頃完成予定を考えているのか教えていただければと、まだ作成段階だと思ひますけれども、できるだけ早く建設してもらえれば一番いいので、今、予定の時期はどれぐらいでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 企画調整担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課、企画調整担当課長でございます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

来年度の予算で基本計画を考えております。その後、設計に2年を費やすつもりでございます。令和7年、8年です。その後、2年をかけて工事というふうを考えております。令和9年、10年です。

なので、令和11年度の供用開始を目指しているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 11年度ということでお聞きしましたけれども、できればもっと早く利用ができると、今、子育てで困っている方、結構多いので、そういったところで施設のほうを早く建設できるように予定していただければと思います。これも要望です。

次に、64ページ、母子父子の資金貸付けなんですけれども、この貸付けの最高額ってどれぐらいなんですか。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こちらのほうは、貸付けの項目であるとか貸付けの金額というのがあらかじめ決まっております、例えば自宅外で私立大学に行く場合は月額幾らといった形で金額のほうを定められているところでございます。

それで、必要経費、今持っている貯金額であるとか自分で用意できるものと差額を貸すというような形で実施しております、一番高い金額、全く自分の手持ちがない場合で私立大学で自宅外通学ですと、月額14万6,000円というのが最高になります。

ただ、そういった事案があるのかどうかというのは確認しておりません。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） これ、貸付けなので、返済はどのような形で返済すればよろしいのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

例えば、これ、大学の資金を貸した場合は、大学が終わってから6か月間を据置期間としまして、その後、例えば20年であるとか10年であるとか、そういった形で償還していくという形で、これは貸付けをする段階で償還の予定も審査して、貸付けを行っているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今の説明でよく分かりましたので、この貸付けについては、借りたい方も多くなってくると思いますので、ぜひともうまい利用をできるように心がけていただければと思います。

次に、65ページの民間保育園等整備ということですが、民間保育園新設で7か所というところですが、これ、どの区に建てられるのかどうか教えていただければと思います。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

令和6年度に予定している民間保育園整備7か所につきましては、2月の下旬から公募の開

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

始を始めさせていただいてまして、美浜区と稲毛区と中央区での募集を現時点では実施しております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今聞くと、3区のうち、7か所ということは、じゃ2か所、2か所、3か所とか、そういう配分になるのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

保育園等の新設を募集する際には、JRの駅等を起点として、駅から1キロ程度での整備というものを進めております。駅として、海浜幕張駅と検見川浜駅と稲毛海岸駅と稲毛駅と蘇我駅と京成千葉中央駅の6か所としており、そのうち海浜幕張駅については2か所の募集をしているということで、合計7か所としております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今聞いて、やっぱりルームというか、預けるところ、保育所、駅に近いほうが利用価値が大変多く、私のところにも、駅の近いところに入りたいという要望、結構多いので、できるだけ駅近に造っていただいて、多分通勤をしたところから預けて、職場に行くんじゃないかと思うので、そういったところの場所をよく選定していただきたいと思います。これは要望です。

あと、次に67ページの多様な保育需要への対応ということで、いろいろな需要の仕方を幾つか書かれています。先ほどのヘルパーと同じように、時間帯は何時から何時なんでしょうか、これ、使える時間。

○主査（渡辺 忍君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

多様な保育需要ということで複数記載させていただいておりますので、一番上の一時預かり事業、こちらにつきましては、定期利用が平日と土曜日の8時から17時、それと不定期利用が、平日は8時から17時、土曜日は8時から12時半といった時間帯となっております。

一つ飛ばさせていただきまして、休日保育に関しましては、基本的に日曜日ですとか祝祭日、あと年末のお休みといったところを、通常の保育時間をそこに割り当てていただいているものとなります。

それと、時間帯のあるもので申し上げますと、5番の3歳未満児在宅保育支援給付に関しましては、こちらは保護者様の就労時間中に3親等以内の親族、祖父母の方等が多いとは思いますが、そういった方に預かっていただくための仕組みとなっております。居宅訪問型保育に関しましては、午前中にあつたかと思っておりますけれども、通常保育時間帯ですとか短時間保育、通常の保育時間帯に合わせて運用しているものでございます。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

残る病児・病後児保育ですが、開設時間は平日の8時から18時、土曜日は8時から13時を基本としております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 申し訳ございません。

医療的ケアに関してですけれども、医療的ケアに関しましては、ケアの担当看護師の配置等を求めていますので、その関係で平日9時から17時の預かりというふうにさせていただいております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今、時間帯聞いて、保育園とかに預けた時間帯でやっていただいて、大変助かるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも進めていただきたいと思っております。

次に、68ページ、保育の質の確保ということで、公立保育所、3歳以上の主食提供ということなんですが、民間は、主食は全部の民間保育園でやられているのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

全ての園ではないんですけれども、9割強の民間園が、既に3歳以上児に対して主食提供を実施しております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） じゃ、公立保育所の場合はどれぐらいなんですか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 公立保育所は、現時点で未満児さんには主食を出す完全給食をやっているんですけれども、以上児さんについては主食提供は今やっておりませんで、保護者の方に主食、いわゆる御飯を持参していただいております。

やっぱり保護者様、朝の準備等大変な時間ですから、保護者ニーズとかを踏まえて、公立保育所でも段階的に3歳以上児に対して主食を提供しようというふうな形の取組でございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） ぜひやっていただきたいなと思っております。

先ほど、外国人の児童、保護者の対応ということでありますが、これ、国籍は、分かる範囲で結構ですが、どこが一番多いのでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

国籍につきましては、やはり中国籍の方が一番多くなっております。

先ほどの午前中の御答弁で、例えば令和5年4月で299人の外国籍の児童が入所しておりますと申しあげましたけれども、そのうち129人が中国籍の方となっております。

以上でございます（岩井委員「そのほかは」と呼ぶ）。

幼保指導課でございます。

そのほかは、ちょっとばらばらなんですけれども、国籍というふうな形ではないんですが、英語を使われる児童ですとか、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等々、様々な言語のお子様

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

が入所されております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） これは、日本語をしゃべれる子たちなんですか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

片言でしゃべれる子と全くしゃべれない子というのが、やっぱりいらっしゃいます。

ただ、お子様のほうは、慣れるのが早いという表現が正しいのかどうか分かりませんが、保育所で10時間とか生活している中で、やっぱり日本語を習得していくというふうなお子さんも、やっぱりいらっしゃいます。

ただ、一方で保護者の方にもアレルギー対応ですとかいろんなことをしっかりと伝えていかなきゃいけないというふうなことで、外国人通訳補助というのを配置して、その語学できちんと外国籍の保護者の方にも伝えていくというふうな取組をさせていただいております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今の御説明で安心しましたので、今後も指導のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、保育人材の確保ということで、今、保育士が多分足りないので、いろいろな助成をしたりしていると思いますが、助成をした保育士さんが育って、千葉市に就職しているんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

育てという意味合いでいきますと、保育士の修学資金貸付けということで、養成校に通われていたりする学生さんに修学資金のほうを貸付けをさせていただいております。その中で返還免除要件等では、県内の保育施設で働くことというのを条件にしております。あと入学準備金等で市の単独の上乗せ分を御活用いただいた方については、市内で働いていただくことを返還免除要件としております。その中で卒業された方は、やはり市内園を選んでいただく方も多くいらっしゃると認識しております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） せっかく助成しているのに、やっぱり千葉市で働いてもらえるように、やっぱり条件つけたり、あるいは本人の意向を聞いて、しっかりと千葉市で働いてもらえるようにしていただきたいとお願ひをしまして、終わります。

○主査（渡辺 忍君） ほかに御質疑はございますか。大平委員。

○委員（大平真弘君） まず、措置状況報告書の17ページからです。

保育人材の確保についてですけれども、賃金等の処遇は民間施設だと差があるものと認識しておりますが、施設ごとに、どの程度、差があるのか把握しておりますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 大平委員、一問一答。

○委員（大平真弘君） 一問一答でお願いいたします。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（渡辺 忍君） 了解です。幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

施設の保育士さんに給与改善事業等を我々もやっていく中で、実績報告書としては、各保育所の給料の状況というのは把握をいたしております。ただ、申し訳ありません、今、現時点で幾らぐらい差があるというものをお示しすることは困難な状況でございます。

よろしく申し上げます。

○主査（渡辺 忍君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） 先ほど、保育施設のハード面のこともほかの委員が述べていたと思うんですけども、やはりもともと給料水準が低い保育士さんの方々にとって、賃金の待遇、処遇というのは非常に大きいと思います。

そういった中で、最近、直近ですけれども、つくば市のほうでニュースに取り上げられていたんですけども、もともと市としての計画で、保育士の人員を集めるという計画よりも集まらなかったというところで、その要因が、民間施設ごとの賃金給料の差がかなり大きくて、給料が多いところには応募が来ているけれども、給料が低いところには応募が来なくて、そして全体の人数集まらなかったというような概要だったんですね。

ですので、やはりこういった賃金等の処遇、民間施設においても市として把握するということは非常に大切だと思いますので、こういったことに関してもしっかりと把握していただいて、保育人材の確保に結びつけていただきたいと思います。

次に、概要の56ページになります。

56ページ、民間保育園等の整備についてですけれども、定員が大幅に、こちら見ると増加しているということが分かりますけれども、その内訳状況等がよく分からないので、今年度の需要といたしますか、今現在、申請の真ただ中であると思いますけれども、そういったものは反映されていないものと認識した上でこの数字を捉えておりますけれども、この内訳というか、どこが多いとか、そういうの、もし、ざっくりとでもいいので、あればお聞かせいただければと思います。

○主査（渡辺 忍君） 御答弁いただけますか。幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

令和6年度は、民間保育園等整備で790人分の整備の予算の御審議をお願いしているところでございます。受皿として、内訳で申し上げますと、1、2歳児の受皿が全市としてはまだまだ足りていないという状況でございます。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） 今後、今、申請して、2次承認がちょうど終わった段階だと思いますので、今後、そこからあふれた方の受入れを含めて、4月以降に確定すると思います。

その計画と想定より上振れていることというのが実態として分かってくると思いますので、そういったものを把握した上で、またさらに、来年度といたしますか、需要が多いところに対してしっかりと、ハード面でもそうですし、人材の、ソフト面でもそうですし、確保をお願いしたいと思います。

次に、ページが58ページになります。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

多様な保育需要への対応についてですけれども、こちらの3の休日保育についてです。

現在、千葉市において休日保育を行っている箇所、何施設ありますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

現在、千葉市内で実施しておる施設に関しましては9か所となっております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） 9か所ということで、需要が多いところに多いというふうに認識をいたしますけれども、拡充ということで、想定される変化についてお聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

拡充という点につきましては、今後というわけではないんですが、昨年の10月、今年度の10月に公立で1か所、幸第一保育所におきまして休日保育の運用を開始したところでございます。

今後に関しましては、公立の状況は、幸第一保育所の利用状況等を勘案して、今後検討とさせていただきます。それと並行して、民間園のほうに協力を促していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） 働く保護者の方々も、働き方、多様化しております。平日休日問わず、保育需要というのは増えているものと思われまます。その中で9か所というところ、人によって多いか少ないかという判断するところはあるかと思われまますけれども、需要はまだまだあると思われまますので、ぜひそういった整備も進めていただくことをお願い申し上げます。

次に、あらましの65ページです。

ファミサポについてですけれども、まず前提としてなんですけれども、ファミリー・サポート・センターの仕組みとして、初めての依頼の場合、10日から2週間程度、依頼会員さんが利用するのに時間が必要と記載ありますけれども、なぜ10日から2週間ほど時間かかるのかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

ファミリー・サポート・センターにつきましては、初めて御利用される方に対して、事務局からアドバイザーが面接をさせていただいて、どのようなサービスを御希望かですとか、どのような提供会員とマッチングしたらいいかというような調整をさせていただいております。

その調整の時間、一回、それが成立した後、2回目以降は提供会員と依頼会員の相互の調整で済むので、すぐに、時間はかからないんですけれども、最初だけヒアリング等をさせていただいて関係でお時間をいただいております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） 私もファミサポ登録したんですけれども、結構、最初のそういった手間という部分は非常にあるなと感じておまして、実際に依頼会員さんが電話で援助の申込み

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

をして、アドバイザーさんが提供会員さんを探すというような仕組みになっていると認識しておりますけれども、結構アナログなまま進んでいるというのが個人的な認識ではありまして、ファミサポに関してのICT化の状況であったり、今後の計画等、もしありましたらお聞かせください。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

ファミリー・サポート・センターにつきましては一種の有償ボランティアでもありますので、提供会員さん、依頼会員さん、双方にきめ細やかなサポートをすることが必要であるという要素もありまして、アナログ的な対応をしている部分もございます。

ただ、委員が御指摘のとおり、あまり電話だけとかですと現在の皆様のニーズに対応し切れていないということもありまして、現在、指定管理で運営を委託しているんですけれども、この指定管理期間中に何かしら、申込みの部分において、ICT化を図っていくこととしております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、きめ細やかなサービスが必要ということですので、私も理解しておりますけれども、マッチングに関しては、恐らく近場の依頼会員さんと提供会員さんがメインになってくるとことを考えますと、マッチングに関しては自動化できるのかなという、そういった自動的に近場の方を、まずは第1段階で判定するような形でつなぐこともできると思うので、今これだけ人的なリソースが限られている中、ぜひともそういったICT化も進める必要があるのかなと思います。

次に、需要に対して供給が少ないということが課題ですけれども、提供会員希望者への基礎研修、これが年6回程度と書かれているんですけれども、これって平日だけでしょうか、土日もあるんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

最初の研修については、基本的には平日で設定をさせていただいていることが多いという状況です。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） ありがとうございます。

年6回で、例えば平日で時間も指定されていとなりますと、先ほど依頼会員が4,002名で提供会員が701名ということで、需給バランスが、どうしても提供会員少ないという中で、提供会員になりにくい要因の一つになっているように個人的には思うんですね。

例えばですけれども、まずはオンラインで必要なことを受講いただいて、もうちょっと柔軟に提供会員を増やしやすような仕組みが必要なんじゃないかと思います。なので、こういった点も柔軟な対応を考えていただければと思います。

私からは以上になります。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（渡辺 忍君） 以上で御質疑は、石井委員。

○委員（石井茂隆君） 様々な要望もあるし、また委員の中にも、これからまだまだやっぴいかなきゃいけないことあったと思うんですけども、まだまだ大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問、一問一答でお願いします。

先ほど、まず初めに県との関係の中で、4分の1、2分の1の話がありましたね。

この局で、千葉県内の他市町村と比べて、多くはないと思うんですけども、少ないほうはどういう事業がありますか。まず、それをどういうふう把握していらっしやいますか。これは、この局に限らず、ほかの局でも、県が、他の市町村よりも政令市のほうが少ないというのがあるんですけども、どう把握していますか、先ほど差別とかいろいろありましたけれども。

○主査（渡辺 忍君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

済みません、こども未来局の中でお話なんですけれども、先ほど来のお話の中にあります子ども医療費助成制度につきましては、政令市、千葉市は補助率4分の1、その他の市は2分の1になっております。

あと、我々の未来局の中でありますひとり親家庭の医療費助成につきましても差がありまして、千葉市以外は補助率2分の1、千葉市は補助なしというような状況になっております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石井委員。

○委員（石井茂隆君） 二つの事業と考えてよろしいですか。ほかにありませんか。

○主査（渡辺 忍君） 多分いっぱいあると。

○委員（石井茂隆君） それぞれの事業について御説明しなくてもいいから、何事業ぐらいあるということ。

○主査（渡辺 忍君） 対象事業が多過ぎてしまうのかなと思うんですけども、済みません、幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

先ほど二つ出ましたけれども、幼保分の中では一つだと今現時点では認識しておりまして、保育士の給与改善事業のほうが、県の補助率が、他の市町村は2分の1ですが、政令市は4分の1となっております。ただ、上限額は同じになりますので、給与の手当の増額をすれば他市町村と上限は同じになりますが、補助率は違うという状況でございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石井委員。

○委員（石井茂隆君） 各課で、それぞれ御存じだと思うんですけども、これは県との話をしていく場合、課長さんが県と交渉しても進まないと思うんですよ。

それで、これから検討、機会があったら交渉していくんだというお話を聞いたんですけども、これについては、やはりちゃんと、この局だけじゃないんですけども、把握して、やっぱり県と交渉していかなくちゃいけないと思うんですよ。

実は、前は、千葉市の社長というか、市長さんは県に行きましたよね。その当時も同じことやっていたんですよ。同じことをやっていた、私も議員になってからは年中やっているわけ。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

一つの事業をするにも、千葉県が前年の秋頃決めて、千葉市は知らなかったとか、それで千葉市は大急ぎでもって、他の市町村と、政令市、千葉市が劣ってはいちやいけいから、手当の金額で劣ってはいけいから、自前の予算でもって負担したり、いろいろやっていましたよ。

それは、千葉県、どういうことで進んでいるかということ、やっぱり把握していく必要があるし、これからいろいろ出てくると思うんですけども、把握していつてもらいたいと思いますよ。アンテナをよく張っていただきたいと思うんだ。そのアンテナは誰が張るかということ、私は張りますと言ったほうがいいけれども、全体で把握していく必要があるんじゃないかなと思います。

○主査（渡辺 忍君） 答弁はいいですか。

せっかくなので、手挙げていただいて、こども企画課長、お願いします。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

先ほどの答弁の中で、時期を見て、県に対して改善を求めてまいりますというような御答弁さしあげたんですけども、これは市としての方針という形でございまして、県単独事業補助金の改善に関しては窓口を県、市ともに一元化したというところで、市においては総合政策局が担当しております。

ですので、総合政策局のほうで全庁的に県内市と千葉市との補助率の違いというものを把握してございまして、その改善の要求に当たっても総合政策局が担当することになっております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石井委員。

○委員（石井茂隆君） 分かりました。

分かりましたけれども、総合政策局はそんなことを把握できないと思う。アンテナを、この部署、それぞれの、農政だったら農政の部署が一番早いですよ。だから、それは情報共有して進んでもらいたいと思いますよ。

次に、質問入りますけれども、質問します。

児童相談所、先ほどからいろいろ出ているんですけども、アセスメントシートを使ってやる、あるいは会議を使って、相談所としての意見を一致して対応していくというお話がありましたけれども、また対応の中で、司法の対応も必要じゃないかという委員の話もありましたけれども、迅速性からいうと、これ、すごく緊迫したものがあると思うんですよ。

親は、おじいちゃん、おばあちゃん、この場合は直接の親権者ですよ、が相談する場合もあるし、あるいは近所の人相談する人もあるし、警察が来る場合もあるし、いろんな人が来ると思うんですよ。迅速性が必要なとき、これはプライバシーとかいう問題が必ず出てくるんですよ。

親の親権に対して、児童相談所は何言ってくるんだとか、こういう際どい話がどんどん出てくると思うんですよ。その場合、どうしているのか。必ず会議をやって決定をするということなんだけれども、迅速性についてはどうしていくのかをお聞きします。

○主査（渡辺 忍君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

基本的な考え方といたしましては、先ほど申し上げたような会議での決定といったところが基本になります。ただ、そのやり方として、全員が、例えば一堂に会して会議をやるといった

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ところもありますけれども、例えば通告をいただいた中で、こちらで必要情報を収集、虐待防止法に基づいて情報収集しながら、現場で対応して、その都度、報告をもらって、決定して、伝えるというようなことを繰り返しながら、迅速性についても、必要なものには対応しているところでございます。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 石井委員。

○委員（石井茂隆君） 分かりました。

じゃ、迅速に対応できるようにしていただきたいと思います。

それから、これはいろんなところから話が来ると思うんですよ。これは、近所のおじいちゃん、おばあちゃんから来るかもしれないし、あるいは警察のほうもあるし、学校のほうから来るかもしれないし、その情報というのは、どういうところで一元的に押さえているかどうか、まず質問したいと思います。

○主査（渡辺 忍君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。

虐待の通告先といったところは市町村及び児童相談所というふうになっておりまして、区で受ける場合もありますし、児童相談所で受理する場合もございます。

児童相談所で受理したものについては、それぞれの所において、情報は一括して、集約して、管理をしているといったところになります。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 石井委員。

○委員（石井茂隆君） 最悪の事態にならないように、千葉市においてはならないように、迅速な対応をしてもらいたいと思います。

また、それに対するアンテナも、繰り返しになりますけれども、アンテナを張っていただきたいと思います。

次に、幼稚園とか保育園とか小学校、中学校の連携、中学校との連携はあんまりやっていないかもしれませんが、よく、小学校の先生に聞くと、幼稚園がだらしなから、言っちゃいけない、ちょっとまずいかもしれないけれども、幼稚園がちゃんとやっていないとかいう話が出ますよ。中学校行くと、中学校は、何だ、小学校は適当にやっているから、話が出ます。

何がそういう話になってくるかということは、やっぱり連携してマニュアルつくったり、A4のパンフレット、4ページをつくったりというお話ありましたけれども、そういう問題も具体的に把握するようなものが必要じゃないかと思うんですけれども、この中で具体的にどういうふうになっているのか、パンフレットをつくるだけじゃなくて、ほか、どういうふう把握されているのかお聞きしたいと思います。

これはどこに書いているか、幼児教育の推進体制構築という、これについて。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

幼児教育の推進体制構築ということで、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の接続というところを取り組んでおります。

保育園や幼稚園の先生方などからは、委員がおっしゃったのとは逆に、学校の先生は人事異

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

動があって、数年で異動してしまうので、先生が替わると、またゼロから関係を構築しなければならぬのが大変というような御意見をいただくことがよくあります。

そのような御意見を、我々は保育園、幼稚園の未就学児サイドからこの問題に取り組んでおりますので、まずは顔の見える関係づくりをして、人が替わっても、引き続き関係を継続できるような関係を構築していきたいということで、午前中も御説明いたしましたが、まず令和5年度に1か所の保育園と小学校の教員が意見交換をするという取組をしまして、今後そのような取組を広げていきたいと考えております。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） 石井委員。

○委員（石井茂隆君） 自信を持ってやっていらっしゃることだと思う。

○主査（渡辺 忍君） もう一つ、答弁いただけそうだったので、よろしいですか。幼保指導課長。

○幼保指導課長 申し訳ありません。幼保指導課でございます。

連携体制の構築とはちょっと離れまして、実務上の話なんですけれども、公立民間問わず、保育施設で預かっているお子さんが就学するときには保育要録というのを作成しまして、小学校のほうに提出することになっております。

家庭の状況がどういう状況ですとか、例えば発達に遅れがあるお子さんだった場合には、こういう遅れがあって、こういうふうなケアが必要だよですとか、そういった御家庭ごと、児童ごとの特徴とか引継ぎ事項というのをまとめた保育要録というのを必ず作成して、小学校のほうに提出して、把握していただくというふうなことをやっています。

あと、民間のほうまでは把握できておりませんが、公立保育所でいいますと、やっぱり学区の小学校との連携というのはすごい図られていまして、気になるお子さんが就学するとき、逆に学校の先生が保育所の現場のほうに来ていただいて、保育の様子を見ていただいたりですとか、あとは逆に保育士のほうが就学する先の学校のほうに保育要録を届けながら、具体的に個別に説明したりとかというふうな形で、実務面のお子様の状況の連携というの図っているところでございます。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） 石井委員。

○委員（石井茂隆君） 十分に幼稚園、保育園でやっているということなんですけれども、これ、ほかの、この項目でいろんなものがありますよね。これは幼稚園、保育園じゃなくて、小規模もあるし、小さいものもあるし、この辺はどうなんでしょうか。

○主査（渡辺 忍君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

こちらに、今、あらましの66ページに記載しておりますアプローチカリキュラム作成の普及ですとか幼保こ小間の交流活動の普及・定着化、家庭と保護者に対する啓発・支援等は、5歳児が小学校に上がるころの接続をよりよくしようという取組でございますので、ゼロ、1、2歳児が対象となる小規模保育事業所などは対象外となっております、基本的には民間保育園と幼稚園と認定こども園を対象とした取組となっております。

以上です。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（渡辺 忍君） 石井委員。

○委員（石井茂隆君） ほとんどのところはそういうことで連携ができていると、保育園サイドでは、満6歳のところまではできていると見てよろしいでしょうか。

一方ではそう見ていないけれども、連携については、これからもっと深く、もう少し深く連携取ってもらいたいと思います。

一方で、この部署で、この局では自信持っているようではすけれども、必ずしもそうではない意見も聞きますので、否定するようで申し訳ないけれども、よろしくをお願いします。

以上です。

○主査（渡辺 忍君） ほかに御質疑等がなければ、以上で、こども未来局所管の審査を終わります。

こども未来局の方々は御退室願います。どうも御苦勞様でした。ありがとうございました。

[こども未来局退室]

指摘要望事項の協議

○主査（渡辺 忍君） それでは、これより、こども未来局所管における指摘要望事項について御協議いただきます。

なお、1分科会当たりの提案件数は原則2件までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、仮に発言がお一人であっても、内容がふさわしく、反対する意見がなければ、指摘要望事項とすることは可能とされておりますので、このことを御理解の上、御協議いただきたいと思います。

それでは、こども未来局所管について、指摘要望事項の有無、また、ある場合はその項目、内容等について御意見をお願いいたします。

できるだけ皆様の発言の中から絞り込んでいきたいので、幾つか挙げていただけると助かります。

御意見ございませんか。

幾つか重なって出てきているようなこともありましたけれども、何かこれはというものがあつたら、ぜひ御発言を（大平委員「指摘要望事項って、どういった」と呼ぶ）予算審議の中で特に気をつけて、次、取り組んでいってほしいというようなことを指摘する項目を（大平委員「それを2点」と呼ぶ）2点を、教育委員会とこども未来局と両方合わせて二つまでなので、大体1個ずつぐらいになることが、今までの経緯だと多いです。大平委員。

○委員（大平真弘君） 保育人材の確保に関しては、最近出てきた話ではなく、直近、ずっと問題というか、課題になっていることでもありますので、今後も少子高齢化とは言いつつ、共働き世帯、私もそうですけれども、結局、保育人材、ハード面を幾ら整備しても、人材確保をできなければ、結局保育ができないということになるので、ここは今一番の喫緊の課題かなと思いますので、我が会派からは保育人材の確保についてを挙げさせていただきます。

○主査（渡辺 忍君） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） うちの会派は、どちらかというと、新児童相談所等の整備、これをき

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ちんとやってほしいなというのがあります。なので、それを含めて、指摘事項として入れてもらえるとありがたいです。

○主査（渡辺 忍君） ありがとうございます。

ほかには。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私は、保育園、こども園の需要を調べる上で、やはり待機児童の基準というか、どういう定義を、今の定義というのをちょっと変えていただきたいなど。きちんと、就労しながら、余裕のある送り迎えができるようなところに、どれぐらい枠があるのかというのをきちんと調べていただきたいなと思います。

今後、こども誰でも通園制度が始まると思うんですけども、それに向けて、やはり需要と供給というのを考えないといけないときに、余裕を持った子育てというところを実現するには、まずは需要というのをしっかりと把握するべきだと思っております。

また、地域での子育てということを見ると、やはり自宅から近いところで同じ子育て世代と一緒に協力してできるような環境づくりということも大事なので、そこをしっかりとやっていただきたいと思います。

○主査（渡辺 忍君） ありがとうございます。

ほかにはございますか。段木委員。

○委員（段木和彦君） 私も、本当に子育ての部分もあるんですけども、やっぱり児童相談所のほうというのは、里親の事業なんかもそちらでかかっているじゃないですか。

やっぱり子供たちの、今、命に関わることが結構多い中で、やっぱり児童相談所をしっかりと運営してもらって、さっき岩井さんから質問の中で、少しでも前倒しにしてやってほしいというような話も出たんですけども、やっぱり急がれることかなというふうに思っております。

以上でございます。

○主査（渡辺 忍君） ありがとうございます。

ほかは。

御意見は、大体出尽くしましたか。これまでの、令和4年、5年の指摘なんかと見比べつつ、喫緊の課題に注目できるように指摘を取りまとめていきたいと思いますが、分かりました。

それでは、ただいまの御意見を踏まえ、正副主査にて、こども未来局所管の指摘要望事項の案文を作成させていただき、13日水曜日の本会議散会後に開催されます分科会におきまして御検討をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、3月7日木曜日の10時より教育未来分科会を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時40分散会